

岐阜県災害時広域受援計画

【資料編】

1 県の防災拠点	- 1 -
（１）県広域防災拠点	- 1 -
（２）災害時活用が可能な県有施設	- 7 -
（３）災害時応援協定に基づき活用が可能な施設	- 8 -
2 活動拠点候補地	- 11 -
3 地域内輸送拠点（二次物資拠点）	- 22 -
4 物資の被害想定毎の配分計画	- 30 -
5 東海地震対策について（具体的活動計画）	- 42 -
6 東南海・南海地震対策について（具体的活動計画）	- 44 -
7 応援職員の派遣に係る協定等について	- 46 -
（１）－１ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	- 46 -
（１）－２ 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定実施細目	- 50 -
（２）－１ 中部９県１市災害時等の応援に関する協定	- 52 -
（２）－２ 中部９県１市災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）	- 54 -
（３）－１ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	- 60 -
（３）－２ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細則（防災）	- 66 -
（４）－１ 応急対策職員派遣制度に関する要綱	- 70 -

1 県の防災拠点

(1) 県広域防災拠点

地域	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	県所管課・ 所管市町村 (電話番号)	機能※1			主な活用施設 (使用可能面積)	備 考※2							
				活 動	物 資	医 療		防 災 無 線	衛 星 携 帯	自 家 発 電	井 戸	大 型 車 両	フ ォ ー ク リ フ ト	避 難 所	ヘ リ コ プ タ ー
岐阜	岐阜メモリアル センター	岐阜市長良福光大 野2675-28 (058-233-8822)	地域スポーツ課 (058-272-1111) (内線2614)	○	○	○	・で愛ドーム (4,990㎡) ・陸上競技場 (3,307㎡) ・芝生広場 (11,395㎡)	○	×	○	○	○	○	○	○
岐阜	岐阜県立看護 大学	羽島市江吉良町 3047-1 (058-397-2300)	医療福祉連携推 進課 (058-272-1111) (内線3276)	○		○	・グラウンド (7,740㎡) ・体育館 (890㎡) ・北側駐車場 (5,700㎡)	○	×	○	○	—	—		○
岐阜	岐阜ファミリー パーク	岐阜市北野北 2078番地1 (058-229-3922)	岐阜市 都市防災政策課 (058-267-4763) 公園整備課 (058-214-2182)	○		○	・サッカー・ラグビー場 (8,100㎡) ・野球場 (12,800㎡) ・芝生広場 (15,700㎡) ・駐車場(6,700㎡) ・上記の付随施設	○	×	○	○	—	—	○	○
西濃	ソフトピア ジャパン	大垣市加賀野 4-1-7 (0584-77-1111)	産業デジタル推 進課 (058-272-1111) (内線3724)	○	○		・ソピアホール (949㎡)	○	×	○	○	○	○		×
西濃	浅中公園総合 グラウンド	大垣市浅中2丁目11 番地1 (0584-89-7744)	大垣市 危機管理室 (0584-47-7385)	○		○	・野球場 (13,381㎡) ・ソフトボール場 (6,813㎡) ・多目的広場 (12,130㎡) ・上記の付随施設	○	×	×	×	—	—		○

地域	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	県所管課・ 所管市町村 (電話番号)	機能			主な活用施設 (使用可能面積)	備 考							
				活 動	物 資	医 療		防 災 無 線	衛 星 携 帯	自 家 発 電	井 戸	大 型 車 両	フ ォ ー ク リ フ ト	避 難 所	ヘ リ コ プ タ ー
西濃	道の駅「パレットピアおおの」	揖斐郡大野町下礪 313 - 2 (0585-34-1001)	大野町 まちづくり推進課 (0585-34-1111)	○		○	・ 駐車場 (6, 200㎡) ・ おおのひろば (3, 000㎡) ・ トイレ・情報館 (257 ㎡) ・ 子育て支援施設 (357㎡) ・ 上記の付随施設	○	×	○	○	—	—	×	○
中濃	青協建設株式会 社 本社	関市倉知3204番地 の4 (0575-22-3111)	防災課 (058-272-1111) (内線2842)		○		・ 倉庫(約300㎡) ・ 重機駐車場(約200㎡) ・ 駐車場(約1, 000㎡) ・ 旧社屋 ・ その他青協建設(株)が認める施設	×	×	○	×	○	○		×
中濃	国際たくみ アカデミー	美濃加茂市蜂屋町 上蜂屋3545-3 (0574-25-2423)	労働雇用課 (058-272-1111) (内線3667)	○	○	○	・ 北駐車場 (8, 500㎡) ・ 体育館 (385㎡)	○	×	○	×	○	○		○
中濃	中池公園	関市塔ノ洞 3885番地の1 (0575-24-0214)	関市 危機管理課 (0575-23-7736) 中池公園事務所 (0575-24-0214)	○		○	・ 陸上競技場 (23, 105㎡) ・ 市民球場 (18, 000㎡) ・ 多目的広場 (9, 700㎡) ・ 球技場 (ｸﾞﾚｰﾝ・ﾌｨｰﾙﾄﾞ 中池) (26, 000㎡) ・ 中池東グラウンド(11, 392㎡) ・ 駐車場(9, 450㎡) ・ アーチェリー場 (10, 500㎡) ・ テニスコート (4, 020㎡) ・ 中池自然の家 (4, 232㎡) ・ 中池体育館 (1, 160㎡) ・ 市民プール (8, 996㎡) ・ 中池ﾌｧﾐﾘｰﾊﾟｰｸ (66, 901㎡)	○	×	×	×	—	—	○	○

地域	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	県所管課・ 所管市町村 (電話番号)	機 能			主な活用施設 (使用可能面積)	備 考							
				活 動	物 資	医 療		防 災 無 線	衛 星 携 帯	自 家 発 電	井 戸	大 型 車 両	フ ォ ー ク リ フ ト	避 難 所	ヘ リ コ プ タ ー
中濃	ふれあいパーク ・緑の丘	可児市羽崎 1269番地38 (0574-61-3538)	可児市 都市整備課 (0574-62-1111) 防災安全課 (0574-62-1111)	○		○	・芝生広場 (31,000㎡) ・イベント広場 (5,000㎡) ・エントランス広場 (7,000㎡) ・遊び広場 (6,900㎡) ・駐車場 (27,430㎡) ・上記の付随施設	○	×	×	×	—	—		○
中濃	郡上市合併 記念公園	郡上市白鳥町 為真2061番地1 (0575-82-6000)	郡上市 総務部総務課 (0575-67-1832) 白鳥振興事務所 振興課 (白鳥ふ れあい創造館) (0575-82-6000)	○		○	・市民総合運動広場 (30,000㎡) ・ヘリポート (2,000㎡) ・第1駐車場 (4,800㎡) ・上記の付随施設	○	×	×	×	—	—		○
東濃	セラミック パークMINO	多治見市東町 4-2-5 (0572-28-3200)	地域産業課 (058-272-1111) (内線3785)	○	○		・1F展示ホールほか (2,237㎡)	○	×	○	×	×	○		×
東濃	多治見運動公園	多治見市星ヶ台3丁 目19番地及び20番 地 多治見市美坂町4丁 目1番地 など (0572-23-5544)	多治見市 企画防災課 (0572-22-1378) 文化スポーツ課 (0572-22-1111) (内線1132)	○			・星ヶ台競技場 (34,100㎡) ・星ヶ台運動広場 (11,450㎡) ・市営球場 (12,900㎡) ・駐車場 (20,127㎡) ・いくた陽だまり広場にヘリ離着 陸可 ・上記の付随施設	○	×	×	×	—	—		○

地域	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	県所管課・ 所管市町村 (電話番号)	機 能			主な活用施設 (使用可能面積)	備 考							
				活 動	物 資	医 療		防 災 無 線	衛 星 携 帯	自 家 発 電	井 戸	大 型 車 両	フ ォ ー ク リ フ ト	避 難 所	ヘ リ コ プ タ ー
東濃	まきがね公園	恵那市長島町中野1 269番地389 (0573-25-6478)	恵那市 スポーツ課 (0573-26-2111)	○	○	○	・多目的運動広場（12,100㎡） ・野球場（14,000㎡） ・体育館（3,581.8㎡） ・駐車場（10,700㎡） ・上記の付随施設	○	×	×	×	×	×		○
飛騨	飛騨エアパーク	高山市丹生川町北 方2635－7 (36° 10′ 35) (137° 19′ 00) (0577-78-2500)	農地整備課 (058-272-1111) (内線4236)	○	○	○	<u>場外離着陸場</u> ・農道離着陸場（滑走路800×25m エプロン4バース） ・管理棟 ・隣接空き地（9,600㎡）	○	×	×	×	×	○		○
飛騨	岐阜県下呂総合 庁舎	下呂市萩原町羽根2 605-1 (0576-52-3111)	飛騨県事務所 下呂市駐在 (0576-52-3111) (内線385)	○			・グラウンド（5,400㎡） ・駐車場（6,230㎡）	○	○	○	×	—	—	○	×
飛騨	飛騨高山ビッグ アリーナ	高山市中山町 600番地 (0577-34-3333)	高山市 危機管理課 (0577-35-3345) スポーツ推進課 (0577-35-3157)		○		・サブアリーナ（840㎡） ・多目的ルーム（199㎡） ・駐車場(3,100㎡） ・上記の付随施設	○	×	○	×	○	×	○	×

地域	施 設 名	所 在 地 (電話番号)	県所管課・ 所管市町村 (電話番号)	機 能			主な活用施設 (使用可能面積)	備 考							
				活 動	物 資	医 療		防 災 無 線	衛 星 携 帯	自 家 発 電	井 戸	大 型 車 両	フ ォ ーク リ フ ト	避 難 所	ヘ リ コ プ ター
飛騨	飛騨・世界生活 文化センター	高山市千島町900-1 (0577-37-6111)	文化創造課 (058-272-1111) (内線3123)	○	○	○	・コンベンションホール (1,960㎡) ・芸術堂地下駐車場 (460㎡) ・ミュージアムひだ2階展示室 (510㎡) ・食遊館3階特別室 (180㎡) 2階会議室 (280㎡) 1階レストラン (273㎡) 地下1階大会議室(280㎡)	○	×	○	×	○	○	○	○

※1

以下の機能に応じて、該当する場合について、○を記載する。

活動：警察・消防・自衛隊の活動拠点機能

物資：広域物資輸送拠点(一次物資拠点)機能

医療：広域医療搬送拠点機能

※2

以下の設備に応じて、該当する場合について、○を記載する。

防災無線：整備されている

衛星携帯：整備されている

自家発電：整備されている

井戸：整備されている

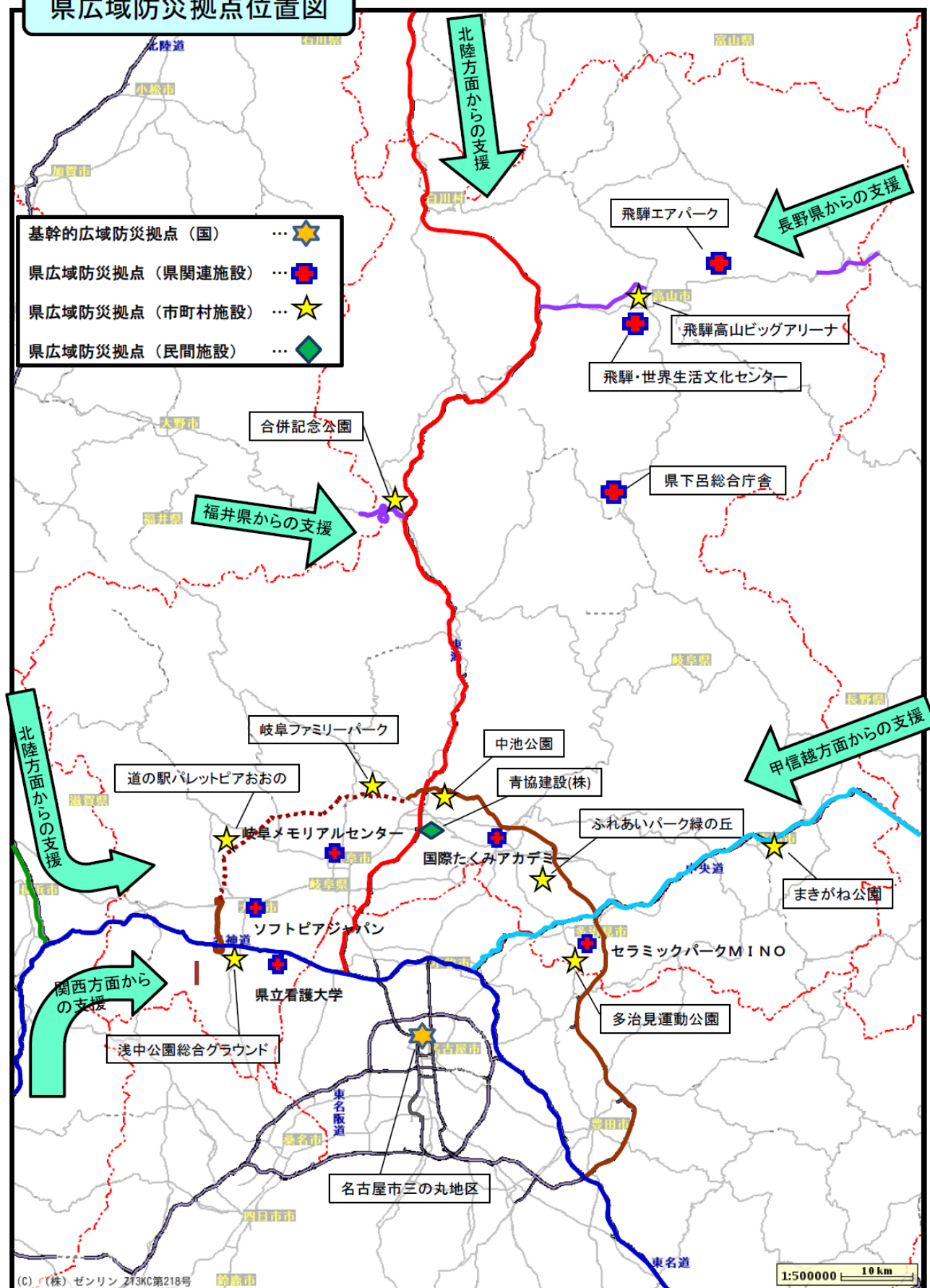
大型車両：10 t 車の進入が可能である

フォークリフト：整備されている

避難所：指定避難所に指定されている

ヘリコプター：ヘリコプターの離着陸が可能である

県広域防災拠点位置図



(2) 災害時活用が可能な県有施設

県は、県広域防災拠点とは別に、施設（建物）がないものの、広場を数カ所保有している。これらの広場は、支援物資輸送車両等の一時待機場所や応援部隊の活動拠点として活用が可能であり、場所の選定について考慮する。

・県保有の広場

施設名	所在地	敷地面積	県所管課 (電話番号)	備考
鏡島大橋北駐車場	岐阜市西中島2-3-1 (35° 25' 15) (136° 43' 33)	50,014㎡	管財課 (058-272-1111) (内線2425)	場外離着陸場 ・ヘリポート、活動拠点に活用可能

・その他の施設

下記の県有施設については、震災時には、応急危険度判定をした後に施設の活用が可能であれば活用を検討する。

施設名	所在地 (電話番号)	広さ	県所管課 (電話番号)	備考
OKBぎふ清流アリーナ (岐阜アリーナ) (体育館施設)	岐阜市藪田南2-1-1 (058-272-1336)	延床面積 1,919㎡ (38.0× 50.5m)	地域スポーツ課 (058-272-1111) (内線2614)	
加茂高等学校 (旧白川校舎) 体育館	白川町河岐1480 (0574-25-2133)	延床面積 1,350㎡	教育財務課 (058-272-1111) (内線8571)	白川町と使用貸借しているため使用する場合は白川町との調整が必要。
関有知高等学校 (旧中濃校舎) 体育館	関市富之保字栗野 御館野1864-1 (0575-23-1675)	延床面積 999.92㎡		関市と使用貸借しているため使用する場合は関市との調整が必要。

(3) 災害時応援協定に基づき活用が可能な施設

県は、団体、他の行政機関等と大規模災害時における応援協定を締結しており、下記の施設の活用が可能である。

活用にあたっては、協定に基づき、各施設へ協力を要請する。

・岐阜県トラック協会の物流拠点

施設名	所在地 (電話番号)	広さ	県所管課 (電話番号)	備考
緊急物資輸送 センター	美濃加茂市太田町 777 (0574-48-8746)	敷地面積 3,805㎡	商業・金融課 (058-272-1111) (内線3645)	

・大学施設（支援物資拠点）

施設名	所在地 (電話番号)	広さ	県所管課 (電話番号)	備考
朝日大学	瑞穂市瑞穂1851 (058-329-1021)	10周年記念館 (1,709㎡) 6号館(講義棟) (5,341㎡) 第1格技棟(剣道) (664㎡) AU CLUB HOUSE 健康スポーツ科学科 第1演習棟 (2,669㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
中京学院大学 同短期大学部	中津川市千旦林1-10 4 (中津川キャンパス) (0572-68-4555) 瑞浪市土岐町2216 (瑞浪キャンパス) (0572-68-4555)	体育館 (1,102㎡) 3号館 (食堂ホール)1F (302㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
岐阜協立大学	大垣市北方町5-50 (0584-77-3511)	第二体育館・食堂 (2,286㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
中部学院大学 同短期大学部	関市桐ヶ丘2-1 (0575-24-2211)	体育館 (2,899㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	

施設名	所在地 (電話番号)	広さ	県所管課 (電話番号)	備考
正眼短期大学	美濃加茂市伊深町87 6-10 (0574-29-1372)	グラウンド (8,826㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
岐阜聖徳学園大 学同短期大学部	岐阜市中鵜1-38 (岐阜キャンパス) (058-278-0711) 岐阜市柳津町高桑西 1-1 (羽島キャンパス) (058-279-0804)	体育館 (1,803㎡) 学生会館 (2,213㎡) 総合体育館 (4,231㎡) 第1学生会館 (1,153㎡) 第2学生会館 (2,485㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
平成医療短期大 学	岐阜市西秋沢 (058-234-1199)	運動場 (15,000㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
高山自動車短期 大学	高山市下林町1155 (0577-32-4440)	トレーニングセン ター (1,591㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	広域医療搬送 拠点開設時は 活用不可
岐阜保健大学	岐阜市東鵜2-92 (058-274-5001)	講堂 (848㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
岐阜市立女子短 期大学	岐阜市一日市場北町 7-1 (058-296-3131)	体育館 (1,316㎡) 講義棟 (3,617㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	
岐阜県立看護大 学	羽島市江吉良町3047 -1 (058-397-2300)	体育館 (890㎡) 福利厚生棟 (食堂) (308㎡) 講義棟 (909㎡) グラウンド (7,740㎡)	清流の国づくり 政策課 (058-272-1111) (内線2514)	

＜県広域防災拠点の指定における留意事項＞

- ・立地が高速道路 I C に近いなど、交通アクセスが良いこと
- ・周辺の家屋倒壊などにより、アクセス道路が遮断される危険性が少ないこと
- ・発災直後に多くの県民の避難が想定されないこと
- ・市町村の防災拠点や避難所など、他の用途と重複しないことが望ましい。やむを得ず、他の用途と重複する施設を指定する場合については、使用時期や使用場所などの棲み分けが可能であること

（１）県広域防災拠点にかかる適用条件の目安【参考】

県広域防災拠点の指定にあたっては、施設規模や立地及び交通アクセスに加え、次の適用条件の目安を参考に検討するものとする。

広域緊急援助隊（警察）の活動拠点 活動規模：車両10台、50人	・駐車場となる面積：500㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積：500㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積310㎡以上）が隣接している場合は不要）
緊急消防援助隊の活動拠点 活動規模：消防車両25台、100人	・駐車場となる面積：2,000㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積：1,000㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積620㎡以上）が隣接している場合は不要）
自衛隊災害派遣部隊の活動拠点 活動規模：1個連隊約400人	・部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積：15,000㎡以上
支援物資の集積拠点機能	・多数の大型トラックの出入りが可能で物資の荷さばきが可能な屋根つきのスペースを有する場所（県有及び市町村有施設は概ね1,000㎡以上、民間施設は概ね500㎡以上）
広域医療搬送拠点	・大型ヘリコプターの離発着が可能 ・離着陸面の外側にトリアージや中継医療を行う施設、スペースを有する

※なお、本面積要件は内閣府「東南海・南海地震活動要領」に関する調査を基準に、関係機関の意見に基づくもの。

（２）広域物資輸送拠点（一次物資拠点）の施設基準

広域物資輸送拠点に求められる施設基準は、上記の他、以下のとおりである。県は、これらの要件を満たし、災害時に円滑かつ継続的な物資集積・輸送を可能とするため、特に公共施設については、施設の整備に努めるものとする。

【広域物資輸送拠点（一次物資拠点）の施設基準】 国土交通省総合政策局「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」から抜粋

広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。

- ① 新耐震基準に適合した施設であること（昭和 56 年 6 月 1 日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
- ② 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
- ③ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ④ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ⑤ 非常用電源が備えられていることが望ましい
- ⑥ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないことが望ましい
- ⑦ フォークリフト等の資機材の確保が容易であることが望ましい
- ⑧ 民間施設の場合、人的支援（フォークリフト等の機器の操作等）や技術的支援（拠点要員に対する荷捌き等の指導等）が可能であること。

2 活動拠点候補地

■応援部隊の活動拠点(岐阜地域)

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	適用可能な使途		消防隊 野営可 能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点	警察 自衛隊		電話	防災行政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
1	岐阜市畜産センター公園	岐阜市椿洞776-4	265.165㎡	岐阜市		仮設住宅建設予定地 臨時離着陸場	○	○	○	○			6,500㎡				臨時離着陸場:芝生広場
2	岐阜ファミリーパーク	岐阜市北野2081	115,500㎡ (森林を除く)	岐阜市	○	仮設住宅建設予定地 臨時離着陸場	○	○	○	○	○		5,000㎡	○	8,584㎡		臨時離着陸場:野球場
3	県立岐阜北高等学校	岐阜市早田北堤外	5,000㎡	岐阜県	○		○			○			左記面積内で 確保				
4	OKBぎふ清流アリーナ (岐阜アリーナ)	岐阜市藪田南2-1-1	4,856㎡	岐阜県	○		○			○			約2000㎡			国道21号	
5	岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町7-1	23,334㎡	岐阜市	○	地域内輸送拠点	○			○			2,250㎡			国道157号	
6	岐阜市東部体育館	岐阜市芥見4丁目68	5,423㎡	岐阜市	○	地域内輸送拠点	○			○			800㎡			国道156号	
7	岐阜競輪場駐車場	岐阜市東栄町5丁目16-1	7,331㎡	岐阜市			○	○		○			西:3,752㎡ 東:3,579㎡			国道22号	ホール等:指定避難所
8	リバーパークおぶさ	岐阜市長良雄総字地先	33,634㎡	岐阜市		臨時離着陸場	○	○	○							県道岐阜美濃線	
9	羽島市文化センター	羽島市竹鼻町丸の内6-7	10,996㎡	羽島市		緊急避難場所 地域内輸送拠点	○			○			14,195㎡			県道岐阜羽島線	
10	羽島市運動公園	羽島市正木町大浦602	41,474㎡	羽島市			○	○	○	○			左記面積内で 確保 他3,899㎡				
11	羽島市浄化センター(グラ ウンド)	羽島市下中町市之枝1117	9,800㎡	羽島市			○	○	○	○			左記面積内で 確保				
12	各務原市民公園	各務原市那加門前町3-1-1	63,000㎡	各務原市		一時退避場所	○	○					7,615㎡	○	403㎡		駐車場出入りにゲートあり 公園のため噴水2箇所、森あり
13	各務原市総合運動公園	各務原市上中屋町974番地	328,262㎡	各務原市		一時退避場所	○	○	○				16,150㎡			県道 下中屋笠松線	野球場A 15,000㎡ 野球場B 15,000㎡ 野球場C 7,000㎡ アーチェリー場 4,350㎡
14	各務原市民プール	各務原市鷺沼小伊木町4-300	60,689㎡	各務原市		一時退避場所 一部応急仮設住宅建設予定地	○	○		○	○		-			県道茅島鷺沼線	活動用地として3,300㎡×2箇所
15	自然の家	各務原市鷺沼小伊木町4-213	26,827㎡	各務原市		一時退避場所 福祉避難所(三次)	○	○		○	○		1,200㎡	○	3,422㎡	県道茅島鷺沼線	建物については福祉避難所(三次)として使用 する可能性あり
16	山県市総合運動場	山県市高木1675番地	23,356㎡	山県市	○		○	○		○	○		17,817㎡	○	2,199㎡	国道256号	駐車スペースは、グラウンド内で確保
17	山県市伊自良総合運動 公園	山県市洞田127番地67	16,230㎡	山県市	○		○	○		○			11,700㎡			県道岐阜美山線	駐車スペースは、グラウンド内で確保
18	山県市美山総合運動場	山県市田栗899番地	13,121㎡	山県市			○						11,187㎡			国道418号	駐車スペースは、グラウンド内で確保
19	瑞穂市牛牧北部防災コ ミュニティセンター	瑞穂市十九条413-1	3,773㎡	瑞穂市	○	現地災害対策本部	○	○		○	○		1,125㎡	○	316㎡	県道 美江寺西結線	屋内備蓄倉庫(700㎡)あり
20	瑞穂市穂積グラウンド	瑞穂市稲里452-1	24,488㎡	瑞穂市		仮設住宅建設予定地	○	○					1,100㎡			国道21号	隣接グラウンド(5,305㎡)あり
21	瑞穂市黒南グラウンド	瑞穂市宮田300-2	6,000㎡	瑞穂市		仮設住宅建設予定地	○	○					1,500㎡			県道曾井中島 美江寺大垣線	市役所黒南庁舎隣接
22	瑞穂市生津スポーツ広場	瑞穂市生津223-1	33,382㎡	瑞穂市		仮設住宅建設予定地	○	○	○				3,800㎡			県道北方多度線	
23	瑞穂市中ふれあい広場	瑞穂市美江寺276	13,910㎡	瑞穂市		仮設住宅建設予定地	○	○					580㎡			県道 美江寺西結線	
24	瑞穂市西ふれあい広場	瑞穂市居倉175	13,525㎡	瑞穂市		仮設住宅建設予定地	○	○					1,972㎡			県道 岐阜黒南大野線	小学校隣接
25	瑞穂市南ふれあい広場	瑞穂市古橋1466	5,653㎡	瑞穂市			○	○					400㎡				

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけられている使途	適用可能な使途		緊消防 野営可 能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考	
							広域活動拠点	警察		自衛隊	電話	防災行政無線		その他の通信手段	有無			延べ床面積 (㎡)
26	瑞穂市馬場公園	瑞穂市馬場上光町2丁目107	12,077㎡	瑞穂市		仮設住宅建設予定地	○	○					0㎡			県道 岐阜県南大野線	小学校隣接	
27	本巣市立根尾学園	本巣市根尾神所268-1	16,094㎡	本巣市	○		○			○			10,063㎡			国道157号	駐車スペースには校庭が含まれる	
28	本巣市立本巣中学校	本巣市文殊120	21,927㎡	本巣市	○		○			○			12,238㎡			国道157号	駐車スペースには校庭が含まれる	
29	本巣市立糸貫中学校	本巣市三横1101-8	25,423㎡	本巣市	○		○			○			13,264㎡			国道303号	駐車スペースには校庭が含まれる	
30	本巣市民スポーツプラザ	本巣市長屋262	20,717㎡	本巣市			○		○	○			5,000㎡			国道157号		
31	本巣市立真正中学校	本巣市下真桑1010	25,136㎡	本巣市	○		○			○			18,422㎡			県道 岐阜関ヶ原線	駐車スペースには校庭が含まれる	
32	もとまるパーク	本巣市随原201-1	24,658㎡	本巣市			○	○	○				4,545㎡				駐車スペースのうち、2,187㎡は調整池のため雨天時は利用不可。	
33	岐南町立北小学校	岐南町八剣1-90	14,531㎡	岐南町	○		○		○									
34	岐南町立岐南中学校	岐南町徳田3-284	14,473㎡	岐南町	○		○											
35	岐南町立東小学校	岐南町野中1-99	12,357㎡	岐南町	○		○											
36	岐南町立西小学校	岐南町みやまち4-119	11,087㎡	岐南町	○		○											
37	笠松町立笠松中学校運動場	笠松町弥生町1	13,000㎡	笠松町	○	仮設住宅建設予定地	○			○	○		13,000㎡					
38	笠松町立松枝小学校運動場	笠松町長池642	13,299㎡	笠松町	○	仮設住宅建設予定地	○			○	○		13,299㎡					
39	笠松町民運動場	笠松町長池573-1	10,771㎡	笠松町		仮設住宅建設予定地	○		○				10,771㎡					
40	笠松町運動公園内運動場	笠松町北及1655-1	9,462㎡	笠松町		仮設住宅建設予定地	○		○				9,462㎡					
41	笠松町立下羽栗小学校運動場	笠松町中野227	7,116㎡	笠松町	○	仮設住宅建設予定地	○			○	○		7,116㎡					
42	笠松町勤労青少年運動場	笠松町無動寺境外	26,500㎡	笠松町			○	○	○									
43	笠松町民江川運動場	笠松町江川境外	18,130㎡	笠松町			○	○	○									
44	笠松町多目的運動場	笠松町江川境外	19,522㎡	笠松町			○	○	○									
45	笠松町民米野運動場	笠松町米野境外	41,110㎡	笠松町			○	○	○									
46	北方西小学校	北方町長谷川西3-1	1,138㎡	北方町	○		○			○	○							
47	北方町立北学園	北方町北方1367-1	11,723㎡	北方町	○		○			○	○							
48	北方町中央公園	北方町柱本3-11	14,500㎡	北方町	○		○											
49	北方町立南学園	北方町高屋分木2-23	6,323㎡	北方町	○		○			○	○							

■応援部隊の活動拠点(西濃地域・揖斐地域)

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている用途	適用可能な用途		緊消防 野営可 能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点	警察		電話	防災行政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
1	浅中公園総合グラウンド (野球場、ソフトボール場、多目的広場)	大垣市浅中2-11-1	42,952㎡	大垣市		地域内輸送拠点	○	○	○	○			3,600㎡			国道258号	
2	大垣市杭瀬川スポーツ公園	大垣市野口町1054-1	150,000㎡	大垣市		防災ヘリ臨時離着陸場	○	○					5,100㎡			県道 大垣環状線	
3	北公園陸上競技場	大垣市八島町2247	13,000㎡	大垣市		広域避難場所	○	○		○			1,300㎡			県道 大垣大野線	
4	大垣市上石津町総合体育館駐車場	大垣市上石津町大字牧田1995	4,205㎡	大垣市	○	地域内輸送拠点	○			○			4,205㎡	○	1,454㎡	国道365号	
5	上石津地域事務所駐車場	大垣市上石津町大字上原1380	1,089㎡	大垣市		災害対策本部支部	○			○	○		1,089㎡	○	1,092㎡	国道365号	
6	墨俣地域事務所駐車場	大垣市墨俣町大字上宿473-1	2,500㎡	大垣市		災害対策本部支部	○			○	○		2,500㎡	○	800㎡	県道 岐阜垂井線	
7	墨俣さくら会館	大垣市墨俣町大字上宿510-1	3,000㎡	大垣市	○	地域内輸送拠点	○			○	○		3,000㎡	○	1,000㎡	県道 岐阜垂井線	
8	大垣市立墨俣小学校グラウンド	大垣市墨俣町大字墨俣242-1	5,000㎡	大垣市	○	指定緊急避難場所	○						左記面積内で確保			県道 岐阜垂井線	
9	大垣市総合体育館	大垣市加賀野4-62	38,143㎡	大垣市	○				○	○	○			○		市道 今宿中ノ江1号線	
10	海津市海津グラウンド	海津市海津町高須515	9,948㎡	海津市 教育委員会			○	○					-			県道 岐阜南濃線	駐車場:他の施設との共用駐車場
11	海津市平田グラウンド	海津市平田町今尾500	12,528㎡	海津市 教育委員会			○			○			-			県道 美老平田線	駐車場:他の施設との共用駐車場
12	海津市南濃町グラウンド	海津市南濃町勸野奥衆入会99-2	12,330㎡	海津市 教育委員会			○		○	○			300㎡	○		国道258号	
13	美老町中央運動公園野球場	美老町五日町400	5,550㎡	美老町	○		○						9,621㎡		-	県道 南濃関ヶ原線	
14	美老町スマイルグラウンド	美老町五日町308	10,500㎡	美老町	○		○						2,860㎡		-	県道 南濃関ヶ原線	
15	美老町立美老小学校	美老町石畑660	21,852㎡	美老町	○		○			○	○	FAX・PC	7,056㎡	○	6,976㎡	県道 南濃関ヶ原線	
16	美老町立広幡小学校	美老町口ヶ島196-2	9,941㎡	美老町	○		○			○	○	FAX・PC	1,573㎡	○	2,198㎡	県道 美老平田線	
17	美老町立上多度小学校	美老町小倉415	12,446㎡	美老町	○		○			○	○	FAX・PC	1,236㎡	○	4,120㎡	県道 南濃関ヶ原線	
18	美老町立池辺小学校	美老町大巻1140	22,085㎡	美老町	○		○	○		○	○	FAX・PC	3,137㎡	○	4,294㎡	国道258号	
19	美老町立笠郷小学校	美老町船附1150	15,707㎡	美老町	○		○			○	○	FAX・PC	5,259㎡	○	5,187㎡	県道 羽鳥美老線	
20	美老町立美老北小学校	美老町飯田265	8,780㎡	美老町	○		○			○	○	FAX・PC	1,857㎡	○	3,656㎡	県道 南濃関ヶ原線	
21	美老町立日吉小学校	美老町中138	7,063㎡	美老町	○		○			○	○	FAX・PC	2,201㎡	○	3,339㎡	県道 牧田室原線	
22	岐阜県立大垣美老高校 (大垣校舎)	美老町祖父江1418-4	154,959㎡	岐阜県	○		○	○	○	○	○	FAX・PC	12,372㎡	○	10,125㎡	国道258号	
23	旧美老町民プール 多目的広場	美老町高田2862	19,148㎡	美老町	○		○	○		○	○	FAX・PC	4,816㎡	○	3,544㎡	県営広域農業団地 農道	
24	垂井町朝倉運動公園	垂井町宮代1984-4	161,300㎡	垂井町	○		○	○	○	○			5,765㎡	○	3,801㎡	国道21号	
25	垂井町立不破中学校	垂井町2461	16,982㎡	垂井町	○		○			○			16,982㎡	○	9,268㎡	国道21号	
26	垂井町立北中学校	垂井町新井152-1	13,133㎡	垂井町	○		○			○			13,133㎡	○	5,748㎡	県道 岐阜関ヶ原線	
27	旧関ヶ原北小学校	関ヶ原町関ヶ原1167-1	3,000㎡	関ヶ原町			○	○	○	○			3,000㎡	○	3,370㎡	国道365号	

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指 定の有無	既に位置づけされている使途	適用可能な使途		緊消防 隊野営可 能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点	警察 自衛隊		電話	防災行政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
28	関ヶ原町立関ヶ原小学校グラウンド	関ヶ原町関ヶ原3123-3	4,800㎡	関ヶ原町	○		○			○	○		4,800㎡	○	4,090㎡	国道21号	
29	旧関ヶ原町立今須小中学校グラウンド	関ヶ原町今須75-1	3,960㎡	関ヶ原町	○		○			—			3,960㎡	○	3,997㎡	国道21号	
30	関ヶ原町立関ヶ原中学校グラウンド	関ヶ原町関ヶ原2490-101	5,400㎡	関ヶ原町	○		○			○			5,400㎡	○	3,064㎡	国道21号	
31	関ヶ原町西田運動広場	関ヶ原町関ヶ原2368-1	3,680㎡	関ヶ原町			○	○					3,680㎡			国道21号	
32	関ヶ原町ふれあいセンター	関ヶ原町関ヶ原894-29	4,422㎡	関ヶ原町	○	災害対策本部代替施設	○			○	○		1,680㎡	○	4,422㎡	国道21号	
33	ごうど中央スポーツ公園	神戸町瀬古340-1	12,279㎡	神戸町			○	○			○		2,133㎡			町道4302号	
34	神戸町中央公民館	神戸町神戸1203	6,169㎡	神戸町	○	災害対策本部代替施設	○			○			3,907㎡	○	4,184㎡	町道2357号	
35	輪之内町立輪之内中学校	輪之内町四郷2457	23,470㎡	輪之内町	○	指定緊急避難場所	○			○	○		1,020㎡			県道 安八平田線	
36	安八町総合運動公園	安八町大野343	30,000㎡	安八町	○	指定緊急避難場所	○	○		○	○		2,000㎡	○	4,120㎡	県道 安八平田線	
37	揖斐川町健康広場グラウンド	揖斐川町上南方853番地49	20,374㎡	揖斐川町	○	代替庁舎 防災ヘリ緊急離着陸場	○	○	○	○			5,431㎡			国道303号	
38	揖斐川町谷汲スポーツセンター総合運動場	揖斐川町谷汲名礼141番地	25,080㎡	揖斐川町	○	防災ヘリ緊急離着陸場	○			○			1,908㎡			県道 揖斐川谷汲山線	
39	旧揖斐川町立春日中学校グラウンド	揖斐川町春日六合3098番地	3,395㎡	揖斐川町	○		○						2,200㎡			県道 春日揖斐川線	
40	旧揖斐川町立久瀬小中学校グラウンド	揖斐川町西津汲481番地3	8,927㎡	揖斐川町	○	防災ヘリ緊急離着陸場	○						650㎡			国道303号	
41	旧揖斐川町立藤橋小中学校体育館	揖斐川町東横山1070番地	727㎡	揖斐川町			○						1,375㎡			国道303号	
42	旧揖斐川町立坂内小中学校グラウンド	揖斐川町坂内広瀬351番地	4,926㎡	揖斐川町	○		○						862㎡			国道303号	
43	大野町総合町民センター	大野町黒野990	16,678㎡	大野町	○	災害対策本部代替施設 指定避難所	○			○			4,624㎡			国道303号	
44	大野町民東運動場	大野町黒野2267-4	11,785㎡	大野町		指定緊急避難場所	○						11,785㎡			国道303号	
45	大野町運動公園	大野町野860	38,925㎡	大野町		指定緊急避難場所	○	○	○	○			38,925㎡			県道 中之元古川線	
46	大野町相羽グラウンド	大野町相羽992-7	6,860㎡	大野町			○						6,860㎡			国道303号	
47	池田町池田公園ソフトボール場	池田町粕ヶ原231	12,555㎡	池田町		防災ヘリ緊急離着陸場	○						710㎡			県道 藤橋池田線	
48	池田町霞間ヶ原スポーツ公園多目的グラウンド	池田町山沢367-1	5,472㎡	池田町			○		○		○		3,200㎡				
49	池田町立池田中学校グラウンド	池田町草深485-1	20,193㎡	池田町	○	防災ヘリ緊急離着陸場	○	○		○	○		4,300㎡				
50	池田町立池田小学校グラウンド	池田町上田1160-1	10,640㎡	池田町	○	防災ヘリ緊急離着陸場	○			○	○		1,400㎡				
51	池田町立温知小学校グラウンド	池田町本郷1267	7,961㎡	池田町	○		○			○			900㎡				
52	池田町立八幡小学校グラウンド	池田町八幡753	9,877㎡	池田町	○		○			○	○		1,700㎡			国道417号	

■応援部隊の活動拠点(中濃地域・可茂地域)

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指 定の有無	既に位置づけされている用途	適用可能な使用 広域活動拠点		緊消防 野営可 能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							警察	自衛隊		電話	防災行 政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
1	美濃加茂市立前平公園	美濃加茂市前平町3丁目1番地	27,985㎡	美濃加茂市	○	応急仮設住宅建設可能用地	○	○		○			4,615㎡			市道山手線	市道西町作り洞線
2	ぎふ清流里山公園駐車場	美濃加茂市山之上町2292番地1	53,823㎡	岐阜県			○	○	○	○		MCA無線	53,823㎡			東海環状自動車道	東海環状自動車道:美濃加茂IC/SA
3	ヤマザキマザック美濃加茂工場駐車場	美濃加茂市蜂屋町中峰屋山崎333番地	97,875㎡	ヤマザキマザックマニエ ファクトリング㈱		地域内輸送拠点	○	○	○	○		MCA無線	97,875㎡			市道 西町作り洞線	
4	牧野ふれあい広場	美濃加茂市牧野字緑ヶ丘1915番地9	77,822㎡	美濃加茂市		地域内輸送拠点	○	○	○			MCA無線	74,357㎡			市道大場中国線	
5	可児市ふれあいパーク緑の丘	可児市羽崎1269-38	148,074㎡	可児市		防災ヘリコプター緊急離着陸場	○	○	○	○			9,400㎡			県道 多治見八百津線	管理棟に電話有り
6	可児市運動公園	可児市坂戸987-4	119,000㎡	可児市			○	○	○	○		特設公衆電話 MCA無線	11,500㎡			国道248号	
7	Lポート可児	可児市姫ヶ丘1-37	5,102㎡	可児市	○		○	○	○	○		特設公衆電話 MCA無線	4,035㎡			国道248号	隣接地に15,000㎡のグランド有り
8	道の駅可児ッテ	可児市柿田416-1	9,328㎡	可児市			○	○	○	○		衛星携帯電話	7,860㎡			国道21号	東海環状自動車道:可児御嵩IC
9	かに木曽川左岸公園	可児市土田2691-1	38,000㎡	可児市			○	○	○				4,400㎡			県道土岐可児線	
10	坂祝町総合運動場	坂祝町黒岩1260-1	17,095㎡	坂祝町	○	隣接する中央公民館を避難所に指定 ヘリコプター離着陸場	○	○		○			14,595㎡			国道21号 国道248号	
11	坂祝町町民グラウンド	坂祝町取組35-4	6,302㎡	坂祝町	○	隣接する小学校を避難所に指定 応急仮設住宅建設可能用地	○						6,302㎡			県道各務原 美濃加茂線	No.12と隣接 両者同時利用可
12	坂祝町立坂祝小学校	坂祝町取組35	8,919㎡	坂祝町	○	応急仮設住宅建設可能用地	○			○			8,919㎡			県道各務原 美濃加茂線	No.11と隣接 両者同時利用可
13	坂祝町立坂祝中学校	坂祝町深堂146	21,064㎡	坂祝町	○	応急仮設住宅建設可能用地	○	○	○	○			21,064㎡			国道21号 国道248号	
14	富加町半布ヶ丘公園グラウンド	富加町夕田238	16,951㎡	富加町		応急仮設住宅建設可能用地 ヘリ発着可能予定地 互稼置場	○	○	○	○			3,490㎡			県道富加坂祝線	地域内輸送拠点の富加町B&G海洋センターの駐車スペースを兼ねる。
15	美濃加茂市富加町中学校組合立双葉中学校	富加町羽生990	28,904㎡	富加町	○	ヘリ発着可能予定地	○	○	○	○	○		3,200㎡			県道富加坂祝線	体育館に集落型可搬無線を配備
16	川辺町山橋公園グラウンド	川辺町西橋井1816-1	10,140㎡	川辺町	○		○										
17	川辺町立川辺中学校グラウンド	川辺町中川辺1376	18,879㎡	川辺町	○		○	○									
18	川辺町立川辺北小学校グラウンド	川辺町上川辺575	10,300㎡	川辺町	○		○			○			8,000㎡	○	960㎡	国道41号	
19	川辺町立川辺東小学校	川辺町比久見785-4	10,983㎡	川辺町	○		○			○			8,000㎡	○	750㎡	国道418号	
20	川辺町下麻生グラウンド	川辺町下麻生1915	6,300㎡	川辺町	○		○										
21	七宗町町民運動場	七宗町上麻生3566-1	10,018㎡	七宗町	○		○		○			公衆電話	11,200㎡			県道可児金山線	
22	七宗町神測コミュニティセンター駐車場	七宗町神測4525-1	2,500㎡	七宗町	○		○			○	○	特設公衆電話	3,000㎡			県道可児金山線	
23	七宗町立上麻生中学校運動場	七宗町川並468-1	9,486㎡	七宗町	○	応急仮設住宅建設可能用地	○			○	○	特設公衆電話				国道41号	
24	八百津町立八百津小学校	八百津町八百津3784	10,853㎡	八百津町	○	防災ヘリコプター緊急離着陸場	○			○	○						
25	八百津町丸山運動場	八百津町八百津1516-1	10,070㎡	八百津町	○		○										
26	八百津町立和知小学校	八百津町和知1227	6,900㎡	八百津町	○	防災ヘリコプター緊急離着陸場	○			○	○						
27	八百津町立八百津中学校	八百津町野上916-4	22,261㎡	八百津町	○		○	○		○	○						
28	八百津町蘇水公園グラウンド	八百津町伊岐津志2731-5	26,000㎡	八百津町	○	防災ヘリコプター緊急離着陸場	○	○	○								使用可能は野球場のみ

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	適用可能な使途		緊消防 野営可 能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点			電話	防災行政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
							警察	自衛隊									
29	八百津町立東部中学校	八百津町久田見3376-1	11,481㎡	八百津町	○	防災ヘリコプター緊急離着陸場	○			○	○						
30	八百津町立福地運動場	八百津町福地775-3	7,255㎡	八百津町		防災ヘリコプター緊急離着陸場	○				○						
31	八百津町立潮見小学校	八百津町潮見1125	3,700㎡	八百津町	○		○			○	○						
32	湘南多目的運動場	八百津町潮見237-2	10,482㎡	八百津町	○	防災ヘリコプター緊急離着陸場	○										
33	白川町美濃白川クオーレの里	白川町和泉181-1	3,800㎡	白川町		応急仮設住宅建設予定地		○		○	○			○	500㎡	県道下呂白川線	山上ヘリポート(菅平運動場)まで5km 宿泊施設面積は、コテージ11棟、キャンプ場内 バンガロー33棟、ロッジ1棟の合計
34	白川町立白川中学校校舎・運動場	白川町河岐1830	10,000㎡	白川町	○	ヘリ緊急離着陸場			○							県道下呂白川線	
35	白川町油井運動場	白川町白山1677	9,300㎡	白川町		応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○									国道41号	
36	東白川村立東白川小学校運動場	東白川村神土2686-19	11,520㎡	東白川村	○	応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○			○	○		500㎡	無		国道256号	
37	東白川村総合運動場	東白川村神土501	10,550㎡	東白川村	○	応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○		○				1,000㎡	無		国道256号 県道下呂白川線	
38	東白川村立五加運動場	東白川村五加	3,878㎡	東白川村	○	応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○						500㎡	無		県道下呂白川線	
39	御嵩町立上之郷中学校	御嵩町中切1785	22,478㎡	御嵩町	○	応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○	○		○		FAX・PC	11,300㎡			国道21号	
40	御嵩町立向陽中学校	御嵩町御嵩1306	24,777㎡	御嵩町	○	応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○	○		○		FAX・PC	16,589㎡			国道21号	
41	御嵩町立御嵩小学校	御嵩町中2628	27,617㎡	御嵩町	○	応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○	○		○		FAX・PC	15,976㎡			国道21号	
42	御嵩町防災コミュニティセンター	御嵩町中切1437-1	3,498㎡	御嵩町		物資一時集積配分拠点 ボランティア活動拠点	○	○		○		FAX・PC	2,806㎡			国道21号	
43	御嵩町伏見グラウンド	御嵩町伏見751-1	17,792㎡	御嵩町		応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場	○	○					10,984㎡			国道21号	
44	関市中池公園	関市塔之洞3885-1	361,000㎡	関市	○	救助・救急・消火活動の拠点 応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場		○	○	○		公衆電話・FAX・PC	36,300㎡	○	2,432㎡	市道幹1-4号線	
45	中池自然の家 (関市中池公園内)			関市	○	救助・救急・消火活動の拠点	○		○	○		公衆電話		○	2,432㎡		
46	関市洞戸運動公園	関市洞戸小坂351	12,751㎡	関市		※駐車場:ヘリ緊急離着陸場		○	○	○		FAX	2,800㎡			県道美濃洞戸線	
47	関市洞戸ふれあいセンター	関市洞戸市場294-5	1,097㎡	関市	○	支部ボランティアセンター	○			○		FAX	1,300㎡			国道256号	
48	関市富之保グラウンド	関市富之保2929-1	18,770㎡	関市		ヘリ緊急離着陸場		○	○				1,800㎡				
49	関市武儀生涯学習センター	関市富之保2001-1	5,783㎡	関市	○	救護所・遠体安置所	○			○		FAX	3,000㎡			県道 美濃加茂和良線	
50	関市総合体育館(サブアリーナ)	関市若草通2丁目1番地	714㎡	関市	○	遠体安置所	○			○		FAX・PC	6,000㎡			市道幹2-53号線	
51	美濃市小倉公園	美濃市宇小倉山他	102,100㎡	美濃市			○	○		○			4,000㎡			国道156号	
52	美濃市運動公園	美濃市宇古城山他	131,000㎡	美濃市			○	○		○			9,000㎡			国道156号	
53	美濃市台山ヒロック	美濃市曾代1125番地2	58,400㎡	美濃市		ヘリ離着陸場	○	○					5,000㎡			国道156号	
54	美濃市神洞ほたるの里公園	美濃市神洞191	11,700㎡	美濃市				○								県道美濃洞戸線	
55	美濃市中有知グラウンド	美濃市生櫛1702-2	10,530㎡	美濃市		ヘリ離着陸場	○									東海北陸自動車道	
56	美濃市和紙の里スポーツ広場	美濃市大字藤生宇大島他	21,000㎡	美濃市			○	○					500㎡			県道美濃洞戸線	

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	適用可能な使途		緊消防隊 野営可能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点			電話	防災行政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
							警察	自衛隊									
57	美濃市御手洗グラウンド	美濃市御手洗888-3	4,700㎡	美濃市		ヘリ離着陸場	○									県道美濃洞戸線	
58	美濃市立花生涯学習センター	美濃市立花554	12,500㎡	美濃市	—		○			○			6,000㎡			国道156号	
59	美濃市昭和中学校	美濃市大矢田765	28,800㎡	美濃市			○	○		○			15,000㎡			東海北陸自動車道	
60	郡上市郡上八幡総合運動場	郡上市八幡町旭1514-2	24,445㎡	郡上市	○	ヘリ離着陸場	○	○					24,445㎡			県道有穂中坪線	
61	郡上市立八幡中学校グラウンド	郡上市八幡町小野8-5-1	19,250㎡	郡上市	○		○	○		○			19,250㎡	○	1,744㎡	国道472号	宿泊施設は八幡中学校体育館、郡上八幡青少年センター
62	郡上市役所大和庁舎駐車場	郡上市大和町徳永585	5,000㎡	郡上市	○	ヘリ離着陸場	○		○	○			5,000㎡	○	1,590㎡	国道156号	宿泊施設はやまと総合センター、大和保健福祉センターやまつつじ
63	郡上市立奥良良ウインドパーク	郡上市大和町徳永691-3	13,000㎡	郡上市		ヘリ離着陸場	○						2,000㎡			国道156号	
64	郡上市立白鳥第2体育館駐車場	郡上市白鳥町為真760-65	4,500㎡	郡上市			○						4,500㎡				駐車スペース:アスファルト 1,600㎡、土 2,900㎡
65	郡上市市民総合運動広場	郡上市白鳥町為真2062-1	23,282㎡	郡上市	○		○	○					2,800㎡				
66	郡上市たかす町民センターグラウンド	郡上市高鷲町大鷲1244-8	12,066㎡	郡上市	○	ヘリ離着陸場	○			○			12,066㎡	○	911㎡	国道156号	宿泊施設はたかす町民センター
67	郡上市たかす町民センター駐車場	郡上市高鷲町大鷲1244-8	3,651㎡	郡上市	○	ヘリ離着陸場	○			○			3,651㎡	○	911㎡	国道156号	宿泊施設はたかす町民センター
68	郡上市立高鷲中学校グラウンド	郡上市高鷲町大鷲284-14	12,800㎡	郡上市	○		○			○			12,800㎡	○	1,379㎡	国道156号	宿泊施設は高鷲中学校体育館
69	郡上市まん真ん中広場 (北側駐車場、南側駐車場)	郡上市美並町白山437	7,950㎡	郡上市	○	ヘリ離着陸場	○	○	○				7,950㎡			国道156号	駐車スペースは最大202台駐車可 サッカー場は人工芝のため車両進入不可、テント等の設置は可
70	郡上市立郡南中学校グラウンド	郡上市美並町白山1331-1	9,500㎡	郡上市	○	ヘリ離着陸場	○			○			8,000㎡			国道156号	駐車スペースは駐車可能な最大のスペース。
71	郡上市立明宝中学校(野球場)	郡上市明宝二間手289番地	4,523㎡	郡上市			○						4,523㎡			国道472号	
72	郡上市和良総合グラウンド	郡上市和良町沢668番地	14,400㎡	郡上市		ヘリ離着陸場	○			○			10,000㎡			国道256号	
73	郡上市和良運動公園	郡上市和良町宮地1155番地	6,000㎡	郡上市	○		○		○	○			2,000㎡			国道256号	

■応援部隊の活動拠点(東濃地域・恵那地域)

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指 定の有無	既に位置づけられている使途	適用可能な使途		緊消防 隊等可 能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点	警察 自衛隊		電話	防災行政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
1	県立多治見北高等学校	多治見市上山町2-49	15,768㎡	岐阜県	○		○			○			10,000㎡			国道19号	
2	多治見市旭ヶ丘運動広場	多治見市旭ヶ丘10-6-83	16,160㎡	多治見市			○	○		○			10,000㎡			国道248号	
3	多治見市星ヶ台運動広場	多治見市星ヶ台3-20	11,450㎡	多治見市			○	○		○			1,230㎡			県道 名古屋多治見線	
4	多治見市北丘運動広場	多治見市北丘町7-13-2	14,233㎡	多治見市			○						7,200㎡			国道248号	
5	多治見市生田ひだまり広場	多治見市東町4-6-32	14,800㎡	多治見市			○						7,700㎡			国道19号	
6	多治見市滝呂公園	多治見市滝呂町14-144-1	61,107㎡	多治見市			○	○		○			8,100㎡			県道 豊田多治見線	
7	多治見市笠原梅平運動広場	多治見市笠原町4164-1	29,400㎡	多治見市			○	○			○		3,000㎡			県道下石笠原 市之倉線	
8	多治見市笠原向島運動広場	多治見市笠原町1851-1	6,492㎡	多治見市			○			○	○		750㎡			県道 豊田多治見線	
9	多治見市立笠原小学校	多治見市笠原町3387	24,854㎡	多治見市	○		○	○		○			24,858㎡			県道 豊田多治見線	建替中のためR8.3まで使用不可
10	瑞浪市瑞浪中央公園	瑞浪市北小田町2-4	16,600㎡	瑞浪市		地域内輸送拠点候補地	○	○	○				1,000㎡			国道19号 中央自動車道	敷地内で駐車スペース確保が可能
11	樽上公園	瑞浪市樽上町1-41	13,000㎡	瑞浪市		災害廃棄物 二次仮置場候補地	○		○				1,300㎡			国道19号 中央自動車道	敷地内で駐車スペース確保が可能
12	瑞浪市小田西部中央公園	瑞浪市西小田町6-42	10,000㎡	瑞浪市			○		○				500㎡			国道19号 中央自動車道	敷地内で駐車スペース確保が可能
13	瑞浪市民公園(いこいの広場)	瑞浪市明世町戸狩69-1	5,200㎡	瑞浪市			○		○				500㎡			国道19号 中央自動車道	敷地内で駐車スペース確保が可能
14	瑞浪市民野球場	瑞浪市明世町戸狩138	19,000㎡	瑞浪市		災害廃棄物 二次仮置場候補地	○	○	○				500㎡			国道19号 中央自動車道	敷地内で駐車スペース確保が可能
15	瑞浪市民競技場	瑞浪市明世町戸狩143	24,100㎡	瑞浪市		災害廃棄物 二次仮置場候補地	○	○	○				1,200㎡			国道19号 中央自動車道	敷地内で駐車スペース確保が可能
16	土岐市総合公園	土岐市下石町2183-1	197,000㎡	土岐市	○	地域内輸送拠点	○	○	○	○			9,240㎡			県道 多治見恵那線	
17	土岐市総合活動センター	土岐市泉町定林寺959-7	1,268,000㎡	土岐市		地域内輸送拠点	○	○		○			3,600㎡			国道21号	
18	濃南中学校グラウンド	土岐市饒里町細野141-1	13,901㎡	土岐市			○						1,200㎡			国道363号	
19	中津川市付知町暮木曾街道公園	中津川市付知町8581-1	27,987㎡	中津川市		ドクターヘリ臨時離着陸場	○			○			4,000㎡			国道256号	
20	中津川市付知川河川公園	中津川市付知町字石鐘、島田	49,840㎡	中津川市		防災ヘリ緊急離着陸場、ドクターヘリ 臨時離着陸場	○	○					8,095㎡			国道256号	
21	東美濃ふれあいセンター	中津川市茄子川1683-797	25,000㎡	中津川市		地域内輸送拠点	○			○			13,300㎡			国道19号 中央自動車道	
22	中津川公園	中津川市茄子川1683-1031	319,000㎡	中津川市			○	○	○	○			19,930㎡			国道19号 中央自動車道	
23	サンライフ中津川	中津川市手賀野172-1	8,528㎡	中津川市	○	地域内輸送拠点	○			○			3,200㎡			国道19号 中央自動車道	
24	中津川市民運動場	中津川市手賀野169-1	26,943㎡	中津川市			○	○					3,000㎡			国道19号 中央自動車道	
25	中津川市坂下総合体育館	中津川市坂下1512-1	4,532㎡	中津川市		地域内輸送拠点	○			○			2,000㎡			県道 福岡坂下線	
26	中津川市柵の湖グラウンド	中津川市坂下5178	31,595㎡	中津川市		防災ヘリ緊急離着陸場、ドクターヘリ 臨時離着陸場	○	○					2,200㎡			県道 福岡坂下線	

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指 定の有無	既に位置づけされている用途	通用可能な用途		緊消防 隊等可 能場所	通信手段			駐車スベ ース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点	警察 自衛隊		電話	防災行 政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
27	中津川市川上自然休養 村センター	中津川市川上1427-6	3,384㎡	中津川市			○			○			1,300㎡			県道 福岡坂下線	
28	中津川市加子母公民館	中津川市加子母3519-2	8,145㎡	中津川市		地域内輸送拠点	○			○	○		2,800㎡			国道257号	
29	中津川市付知B&G海洋 センター	中津川市付知5692	11,772㎡	中津川市	○	地域内輸送拠点	○			○			2,200㎡			国道256号	
30	中津川市立福岡中学校	中津川市福岡1-8	28,674㎡	中津川市	○	地域内輸送拠点、ドクターヘリ臨時離 着陸場	○			○			2,600㎡			国道257号	
31	中津川市福岡北グラウンド	中津川市田瀬1828	10,121㎡	中津川市		防災ヘリ場外離着陸場、ドクターヘリ 臨時離着陸場	○		○				2,000㎡			国道256号	
32	中津川市立蛭川中学校	中津川市蛭川1798-1	39,040㎡	中津川市	○	地域内輸送拠点、ドクターヘリ臨時離 着陸場	○			○			900㎡			県道恵那蛭川 東白川線	
33	中津川市見はらし台運動 公園	中津川市蛭川4903-1	17,274㎡	中津川市		ドクターヘリ臨時離着陸場	○	○					3,000㎡			県道恵那蛭川 東白川線	
34	中津川市馬籠総合グラ ウンド	中津川市馬籠5729-37	28,014㎡	中津川市			○	○					6,000㎡			中央自動車道	
35	恵那市まきがね西グラウ ンド	恵那市長島町中野1269-179	15,000㎡	恵那市			○	○	○	○			1,500㎡	○	700㎡	国道19号	体育館
36	恵那市まきがね公園	恵那市長島町中野1269-389	113,800㎡	恵那市		避難場所	○	○	○	○	○		3,500㎡	○	1,850㎡	国道19号	体育館等
37	シアター恵那	恵那市大井町2709-55	11,700㎡	岐阜県		避難場所	○		○	○			10,000㎡	○	1,000㎡	中央自動車道	ホール等
38	恵那市阿木川公園	恵那市長島町正家二丁目117番 地先	15,000㎡	恵那市			○	○	○				1,700㎡			国道19号	
39	恵那市毛呂窪グラウンド	恵那市笠置町毛呂窪1047-1	6,240㎡	恵那市			○		○				400㎡	○	708㎡	中央自動車道	毛呂窪体育館
40	恵那市中野方グラウンド	恵那市中野方町2551-1	4,500㎡	恵那市		避難場所	○		○				1,600㎡			県道恵那白川線	
41	恵那市飯地町総合グラ ウンド	恵那市飯地町701-1	8,100㎡	恵那市			○		○	○			700㎡			中央自動車道	飯地高原自然テント村 山小屋15人用5棟・バンガロー7人用2棟・バン ガロー6人用4棟・ログハウス20人用1棟・セミ ナーハウス20人用1棟
42	恵那市恵那文化センター	恵那市長島町中野414-1	4,000㎡	恵那市	○	避難場所	○		○	○			2,500㎡	○	6,103㎡	中央自動車道	文化会館
43	恵那市岩村グラウンド	恵那市岩村町飯羽間2981-1	23,000㎡	恵那市			○	○	○				2,000㎡			国道257号	
44	恵那市山岡グラウンド	恵那市山岡町上手向1161	18,300㎡	恵那市		避難場所	○	○	○				1,000㎡	○	1,222㎡	県道 瑞浪上矢作線	山岡B&G海洋センター
45	恵那市明智グラウンド	恵那市明智町947-9	18,000㎡	恵那市			○	○	○				1,200㎡			国道363号	
46	恵那市くしはら温泉オー トキャンプ場	恵那市串原3135-2	30,000㎡	恵那市			○	○	○	○			4,300㎡	○	1,605㎡	県道豊田明智線	くしはら温泉
47	恵那市上矢作グラウンド 周辺	恵那市上矢作町津原41-4	9,100㎡	恵那市			○		○	○			2,000㎡	○	1,244㎡	国道257号	上矢作体育館

■応援部隊の活動拠点(飛騨地域)

No.	名称	所在地(住所)	敷地面積 (㎡)	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	通用可能な使途		緊消防隊 野営可能場所	通信手段			駐車スペース (㎡)	宿泊施設		隣接する 緊急輸送道路	備考
							広域活動拠点	警察 自衛隊		電話	防災行政無線	その他の通信手段		有無	延べ床面積 (㎡)		
1	高山市中山公園	高山市山田町、下林町の一部	129,100㎡	高山市	○		○	○	○	○			15,060㎡			市道中山線	第2次緊急輸送道路
2	飛騨市数河平成グランド	飛騨市古川町数河	13,500㎡	飛騨市	○		○			○		携帯電話	13,500㎡			国道41号	
3	飛騨市古川ふれあい広場	飛騨市古川黒内673	31,176㎡	飛騨市	○		○	○	○	○		携帯電話	5,000㎡	○	23,227㎡	県道 神岡河合線	
4	飛騨市飛騨かわいスキー場	飛騨市河合町稲越2822-45	664,779㎡	飛騨市			○	○		○		携帯電話	2,200㎡	○	221㎡	県道 神岡河合線	
5	飛騨市稲越運動場	飛騨市河合町稲越	11,188㎡	飛騨市	○		○			○		携帯電話	11,188㎡			県道 神岡河合線	
6	飛騨市元田運動場	飛騨市河合町元田	8,030㎡	飛騨市	○		○			○		携帯電話	8,030㎡	○	809㎡	国道360号	
7	飛騨市宮川スポーツ公園	飛騨市宮川町西忍490-5	65,252㎡	飛騨市	○		○	○		○		携帯電話	1,500㎡	○	609㎡	国道360号	
8	飛騨市打保グランド	飛騨市宮川町打保	5,941㎡	飛騨市	○		○					携帯電話	5,941㎡			国道360号	
9	飛騨市坂巻公園	飛騨市神岡町殿360	35,000㎡	飛騨市	○		○	○		○		携帯電話	500㎡			国道471号	
10	飛騨市釜崎公園	飛騨市神岡町西野町	20,000㎡	飛騨市	○		○	○				携帯電話	20,000㎡			国道41号	
11	飛騨市旧神岡工業高校グラウンド	飛騨市神岡町釜崎	15,000㎡	飛騨市	○		○	○				携帯電話	15,000㎡			国道41号	
12	下呂市あさぎりスポーツ公園	下呂市萩原町羽根1696-1	23,160㎡	下呂市	○		○	○	○	○			23,160㎡	○	2,762㎡	国道41号	
13	下呂市小坂ふれあいグラウンド	下呂市小坂町長瀬1064	11,400㎡	下呂市	○		○		○				11,400㎡			県道湯屋温泉線	
14	道の駅かれん	下呂市金山町金山911番地1	11,680㎡	下呂市			○		○	○		隣接施設無線	11,000㎡	○	430㎡	国道256号	
15	下呂交流会館	下呂市森2270番地3	14,694㎡	下呂市	○		○		○	○		携帯電話	9,125㎡			国道41号	
16	白川村防災グランド	白川村鳩谷664-14	10,800㎡	白川村			○						3,000㎡			国道156号 東海北陸道	東海北陸道:白川郷IC
17	白川村役場	白川村鳩谷517	2,347㎡	白川村			○			○	○		1,000㎡			国道156号	
18	白川村寺尾駐車場	白川村鳩谷664-14	7,000㎡	白川村			○									国道156号 東海北陸道	東海北陸道:白川郷IC

○市町村の活動拠点候補地

応援部隊の活動拠点指定の要件

(1) 絞り込み条件

- ・ 1 市町村で最低 3 施設程度を選定
- ・ 地域内で分散して選定（孤立の可能性のある地域）への配置も考慮）
- ・ 公的施設を中心に選定（県施設・民間施設等を指定する場合は必ず覚書等により役割分担等を双方明確にした上で指定する）

(2) 適用条件の目安

（条件に満たない施設である場合、最も広い面積を確保できる施設等を指定）

広域緊急援助隊（警察）の活動 拠点 活動規模：車両10台、50人	・ 駐車場となる面積：500㎡以上 ・ 野外宿泊に必要な面積：500㎡以上 （ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積310㎡以上）が隣接している場合は不要]
緊急消防援助隊の活動拠点 活動規模：消防車両25台、100人	・ 駐車場となる面積：2,000㎡以上 ・ 野外宿泊に必要な面積：1,000㎡以上 （ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積620㎡以上）が隣接している場合は不要）
自衛隊災害派遣部隊の活動拠点 活動規模：1 個連隊約400人	・ 部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積：15,000㎡以上
ライフライン復旧活動拠点候補地 活動規模：車両100台、200人	・ 面積10,000㎡以上 ・ 高速道路のインターチェンジ近隣 ・ 各地域 1 ヶ所程度

※なお、本面積要件は内閣府「東南海・南海地震活動要領」に関する調査と同様のもので、関係機関の意見に基づくもの。

(3) 緊急消防援助隊の活動拠点

緊急消防援助隊の活動拠点は、「岐阜県緊急消防援助隊受援計画」による。

(4) 他の施設指定との関係

- ・ できるだけ単独指定の施設を選定
- ・ やむを得ず選定する場合でも指定数の少ない施設を選定

(5) その他の条件（下記条件を備えた施設を優先）

- ・ 非常用電源を備える施設
- ・ 市町村防災無線（非常用無線）を備える施設
- ・ 耐震性が確保されている施設
- ・ 市町村本部から近い施設（指揮・情報伝達が容易であること）
- ・ 優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている第1次・2次緊急輸送道路沿いの施設
- ・ ヘリポート（ヘリ離着陸場）を備える施設

3 地域内輸送拠点（二次物資拠点）

■地域内輸送拠点（岐阜地域）

No.	名称	所在地(住所)	利用可能面積(m ²)	連絡先	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	通信手段			駐車スペース(m ²)	隣接する緊急輸送道路	備考
								電話	防災行政無線	その他の通信手段			
1	岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町7-1	1,317m ²	058-296-3131	岐阜市	○	応援部隊の活動拠点候補地	○			2,250m ²	県道岐阜関ヶ原線	
2	岐阜市東部体育館	岐阜市芥見4丁目	1,224m ²	058-241-7812	岐阜市	○	応援部隊の活動拠点候補地	○			800m ²	国道156号	
3	岐阜市柳津町中部防災施設	岐阜市柳津町丸野2丁目52番地	165m ²	058-387-0111	岐阜市			○				県道岐阜南濃線	
4	岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター1丁目地内	6,800m ²	058-279-3001	岐阜市		ヘリ離着陸場候補地	○				県道岐阜羽島線	
5	羽島市文化センター	羽島市竹鼻町丸の内6丁目7	525m ²	058-393-2231	(公財)羽島市地域振興公社		緊急避難場所 応援部隊の活動拠点候補地	○			14,195m ²	県道岐阜羽島線	
6	羽島市民会館	羽島市福寿町浅平3丁目25	363m ²	058-392-2222	㈱技研サービス			○			3,424m ²	県道岐阜羽島線	
7	県立各務原高等学校	各務原市蘇原新生町2丁目63	1,080m ²	058-383-1015	岐阜県	○	二次避難所	○	○		約1,500m ²	県道江南関線	
8	川崎重工業格納庫	各務原市川崎町1	630m ²	058-382-5712	川崎重工(株)航空宇宙カンパニー							国道21号	
9	JAぎふ各務原 集出荷場予冷施設	各務原市輪沼各務原町9-245	1,741m ²	058-370-8188	ぎふ農業協同組合							国道21号	
10	各務原市防災備蓄倉庫	各務原市輪沼朝日町1丁目172番	655m ²	058-383-1190	各務原市			○	○		2,347m ²	県道江南関線	
11	岐阜南町スポーツセンター	羽島郡岐阜南町伏屋5丁目65番地	2,340m ²	058-259-7230	岐阜南町		救援物資保管場所				2,310m ²	国道22号	
12	笠松町民体育館	笠松町常盤町6	1,457m ²	058-388-3231	笠松町	○						県道岐阜稲沢線	
13	笠松町下羽葉会館	羽島郡笠松町中野317	325m ²	058-387-2360	笠松町	○		○	○		1,733m ²	県道下中笠松線	
14	笠松中学校体育館	羽島郡笠松町弥生町4	1,667m ²	058-387-2442	笠松町	○					40m ²	県道岐阜稲沢線	
15	北方西体育館	本巣郡北方町長谷川西3-1	1,138m ²	058-323-3500	北方町	○	応援部隊の活動拠点候補地	○	○				
16	瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター	瑞穂市十九条413-1	1,090m ²	058-329-0147	瑞穂市		現地災害対策本部	○	○		85m ²	県道美江寺西結線	屋内備蓄倉庫(700m ²)あり
17	瑞穂市総合センター	瑞穂市別府1283	1,383m ²	058-327-2117	瑞穂市		災害ボランティアセンター	○	○		50m ²	県道北方多度線	
18	瑞穂市役所南庁舎	瑞穂市宮田300-2	75m ²	058-327-2117	瑞穂市		災害対策本部の予備施設	○	○	衛星携帯	100m ²	県道曾井中島美江寺大垣線	
19	瑞穂市役所穂積庁舎(第3庁舎)	瑞穂市別府1288	103m ²	058-327-4111	瑞穂市			○	○	衛星携帯	50m ²	県道北方多度線	
20	㈱トール岐阜配送センター	瑞穂市十八条588	約15,000m ²	058-328-7510	㈱トール			○				県道美江寺西結線	
21	本巣体育センター	本巣市文殊324番地	600m ²	0581-34-5029	本巣市		救援物資集積場所	○	○		699m ²	国道157号	敷地内に市役所旧本庁舎有
22	真正体育センター	本巣市軽海725番地1	672m ²	058-324-6407	本巣市	○	救援物資集積場所	○			934m ²	県道岐阜関ヶ原線	100m先市役所旧真正分庁舎有
23	糸貫体育センター	本巣市三横1101番地6	832m ²	058-323-7765	本巣市		救援物資集積場所	○	○		628m ²	国道157号	敷地内に市役所旧糸貫分庁舎有
24	根尾文化センター	本巣市根尾板所625番地1	100m ²	0581-38-2515	本巣市	○		○	○			国道157号	同一建物内に市役所根尾分庁舎有
25	もとまるパーク	本巣市随原201-1	24,658m ²		本巣市						4,545m ²		駐車スペースのうち、2,187m ² は調整池のため雨天時は利用不可。
26	山県市立高富中学校	山県市高富2845番地1	1,050m ²	0581-22-1063	山県市	○		○	○		4,500m ²	国道256号	
27	山県市立伊自良中学校	山県市大門954番地	875m ²	0581-36-3351	山県市	○		○	○		2,000m ²	県道岐阜美山線	
28	山県市立美山中学校	山県市富永64番地	1,015m ²	0581-52-1213	山県市	○		○	○		5,600m ²	国道418号	

■地域内輸送拠点(西濃地域・揖斐地域)

No.	名称	所在地(住所)	利用可能面積(m ²)	連絡先	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	通信手段			駐車スペース(m ²)	隣接する緊急輸送道路	備考
								電話	防災行政無線	その他の通信手段			
1	浅中公園総合グラウンド 陸上競技場・球技場	大垣市浅中2-11-1	48,300m ²	0584-89-7744	大垣市		応援部隊の活動拠点	○			3,600m ²	国道258号	
2	大垣市上石津町総合体育館	大垣市上石津町牧田1995番地	1,454m ²	0584-46-3020	大垣市	○	応援部隊の活動拠点				4,205m ²	国道365号	駐車場:応援部隊活動拠点
3	大垣市上石津町農村環境改善センター	大垣市上石津町上原1195番地	1,092m ²	0584-45-3111	大垣市	○					左記面積内で確保	国道365号	
4	大垣市墨俣さくら会館体育ホール	大垣市墨俣町上宿510-1	705m ²	0584-62-3900	大垣市	○	応援部隊の活動拠点	○	○		3,000m ²	県道 岐阜垂井線	
5	海津市武道館	海津市海津町高須530-3	1,182m ²	(呼び出し)	海津市							県道 岐阜南濃線	駐車場:他の施設との共用駐車場
6	海津市柔道場	海津市海津町高須536-1	508m ²	(呼び出し)	海津市							県道 岐阜南濃線	駐車場:他の施設との共用駐車場
7	海津市平田体育館	海津市平田町今尾503	2,091m ²	0584-66-2986	海津市							県道 養老平田線	駐車場:他の施設との共用駐車場
8	海津市南濃体育館	海津市南濃町駒野奥条入会99-1	1,564m ²	0584-55-1348	海津市			○			300m ²	国道258号	
9	養老町総合体育館	養老町養老町五日市400	1,400m ²	0584-32-2788	養老町	○		○	○	FAX・PC	4,000m ²	県道 南濃関ヶ原線	駐車スペースについては、中央運動公園野球場と共用。
10	垂井町朝倉運動公園市民体育館	不破郡垂井町宮代1984-4	1,473m ²	0584-23-2333	垂井町	○		○			5,765m ²	国道21号	
11	関ヶ原ふれあいセンター	不破郡関ヶ原町関ヶ原894-29	300m ²	0584-43-2233	関ヶ原町	○	災害対策本部代替施設	○	○		1680m ²	国道21号	
12	神戸町中央公民館	安八郡神戸町神戸1203	1,000m ²	0584-27-3111	神戸町	○	災害対策本部代替施設	○			2,000m ²	町道4302号	
13	輪之内町立輪之内中学校体育館	安八郡輪之内町西郷2457	1,445m ²	0584-69-3115	輪之内町	○	指定避難所	○			1,020m ²	県道 安八平田線	連絡先は輪之内中学校
14	安八町総合体育館	安八郡安八町大野343	4,120m ²	0584-64-5585	安八町	○	指定避難所	○	○		2,000m ²	県道 安八平田線	
15	揖斐川町健康広場(グラウンド除く)	揖斐郡揖斐川町上南方853番地49	1,500m ²	0585-21-3100	揖斐川町	○	代替庁舎	○		FAX・PC	5,431m ²	国道303号	
16	揖斐川町谷汲スポーツセンター体育館	揖斐郡揖斐川町谷汲名札141番地	2,000m ²	0585-56-3018	揖斐川町	○		○			1,908m ²	県道 揖斐川谷汲山線	
17	旧揖斐川町立春日中学校体育館	揖斐郡揖斐川町春日六合3098番地	576m ²	0585-57-2111 (春日振興事務所)	揖斐川町	○					2,200m ²	県道 春日揖斐川線	
18	旧揖斐川町立久瀬中学校体育館	揖斐郡揖斐川町西津汲481番地3	500m ²	0585-54-2111 (久瀬振興事務所)	揖斐川町	○					650m ²	国道303号	
19	旧揖斐川町立藤根小学校グラウンド	揖斐郡揖斐川町東横山1070番地	1,000m ²	0585-52-2111 (藤根振興事務所)	揖斐川町						1,375m ²	国道303号	
20	旧揖斐川町立坂内小学校校舎・体育館	揖斐郡揖斐川町坂内村込瀬351番地	500m ²	0585-53-2111 (坂内振興事務所)	揖斐川町	○					862m ²	国道303号	
21	大野町民体育館	揖斐郡大野町黒野2278番地1	1,800m ²	0585-32-2462	大野町	○		○			1,930m ²	県道深坂大野線	
22	大野町民武道館	揖斐郡大野町黒野925番地	1,337m ²	0585-34-1111 (大野町役場)	大野町	○					90m ²	国道303号	
23	池田町中央公民館	揖斐郡池田町六之井1455-1	260m ²	0585-45-7110	池田町	○	指定避難所 対策本部代替拠点	○			2,550m ²	国道417号	
24	池田町北部リサイクルセンター	揖斐郡池田町富井449-1	640m ²	0585-45-0325	池田町			○			710m ²		
25	池田町南部リサイクルセンター	揖斐郡池田町片山390-1	920m ²	0585-45-9440	池田町			○			900m ²		
26	JALいび川 池田カントリー 倉庫	揖斐郡池田町上田1318	485m ²	0585-45-9013	JALいび川			○			2,000m ²		
27	JALいび川 池田支店 倉庫	揖斐郡池田町青柳37-3	398m ²	0585-45-2043	JALいび川			○			1,440m ²		

■地域内輸送拠点(中濃地域・可茂地域)

No.	名称	所在地(住所)	利用可能面積(m ²)	連絡先	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	通信手段			駐車スペース(m ²)	隣接する緊急輸送道路	備考
								電話	防災行政無線	その他の通信手段			
1	美濃加茂市中央体育館(ブラザちゅうたい)	美濃加茂市太田町1916-1	5,410m ²	0574-26-3241	美濃加茂市	○		○	○	公衆電話	4,088m ²	国道41号	市道島深田線
2	千歳会美濃加茂市デパートリビューションセンター	美濃加茂市本郷町9丁目15番22号	13,039m ²	0574-61-1180	(株)ベルメゾンロジスコ			○		MCA無線	11,753m ²	市道川合206号線	
3	牧野ふれあい広場	美濃加茂市牧野字緑ヶ丘1915番地9	74,357m ²	0574-25-2111	美濃加茂市		救援活動拠点			MCA無線	74,357m ²	市道大場中国線	
4	ヤマザキマザック美濃加茂工場駐車場	美濃加茂市蜂屋町中峰山崎333番地	97,875m ²	0574-258311	ヤマザキマザックマニファクチャリング㈱		救援活動拠点	○		MCA無線	97,875m ²	市道西町作り河線	
5	可児市福祉センター	可児市今渡882-1	1,024m ²	0574-62-1555	可児市	○	指定福祉避難所	○	○	特設公衆電話 MCA無線	3,500m ²	国道248号	
6	道の駅可児ッテ	可児市柿田416-1	1,618m ²	0574-61-3780	可児市			○		衛星携帯電話	7,880m ²	国道21号	東海環状自動車道:可児御嵩IC
7	可児市運動公園	可児市坂戸987-4	26,800m ²	0574-62-8603	可児市			○		特設公衆電話 MCA無線	11,500m ²	国道248号	
8	可児工業団地	可児市堀ヶ丘2-8	650m ²	0574-62-6251	可児市			○		MCA無線	4,800m ²	国道248号	
9	坂祝町スポーツドーム	加茂郡坂祝町黒岩1260-1	1,647m ²	0574-26-7151	坂祝町	○	隣接する中央公民館を避難所に指定	○				国道21 国道248号	屋根付きグラウンド(人工芝)
10	富加町B&G海洋センター体育館	加茂郡富加町夕田238	726m ²	0574-54-2888	富加町		広域医療搬送用拠点	○			3,490m ²	県道富加坂線	応援部隊の富加町半布ヶ丘公園グラウンドの駐車スペースを兼ねる。
11	川辺町B&G海洋センター	加茂郡川辺町比久見725-5	600m ²	0574-53-2911	川辺町	○					600m ²	国道41号 国道418号	
12	道の駅ロック・ガーデンひちそう	加茂郡七宗町中麻生1176-3	339m ²	0574-46-2511	七宗町	○		○		特設公衆電話	9,400m ²	国道41号	日本最古の石博物館に隣接(駐車場併設)
13	八百津町B&G海洋センター体育館	加茂郡八百津町八百津3398-1	1,102m ²	0574-43-0390	八百津町	○		○			1,000m ²	国道418号	
14	美濃茶臼川流通センター	加茂郡白川町坂ノ東5231-2	770m ²	0574-75-2241	美濃白川茶農協同組合連合会		指定緊急避難場所	○				国道41号	
15	はなのき会館	加茂郡東白川村神土806	1,000m ²	0574-78-3288	東白川村	○	指定避難所	○	○		1,000m ²	国道256号 県道下呂白川線	平常時連絡先 東白川村役場総務課 05747-8-3111
16	御嵩町立御嵩小学校	可児郡御嵩町中2628	8,245m ²	0574-67-1191	御嵩町	○	応急仮設住宅建設予定地 ヘリ緊急離着陸場 応援部隊の活動拠点	○		FAX・PC	15,976m ²	国道21号	
17	御嵩町防災コミュニティセンター	御嵩町中切1437-1	2,806m ²	0574-42-8233	御嵩町		物資一時集積配分拠点 ボランティア活動拠点 応援部隊の活動拠点	○		FAX・PC	2,806m ²	国道21号	
18	岐阜県立関有知高等学校	関市下有知 6191-3	1,350m ²	0575-23-1675	岐阜県	○	ヘリ緊急離着陸場	○		FAX	250m ²	国道156号	
19	関市立関商工業高等学校	関市棚ヶ丘1-1	1,238m ²	0575-22-4221	関市	○	ヘリ緊急離着陸場	○		FAX・PC	1,650m ²	国道248号 県道江南関線	東海北陸自動車道 関IC
20	岐阜県立関高等学校	関市棚ヶ丘2-1-1	1,350m ²	0575-22-5688	岐阜県	○	ヘリ緊急離着陸場	○		FAX	1,500m ²	国道418号	
21	青協建設株式会社既設棟	関市倉知3204-4	200m ²	0575-22-3111	青協建設㈱			○			1,000m ²	国道248号 県道江南関線	東海北陸自動車道 関IC
22	美濃市体育館	美濃市曾代166-1	888m ²	0575-33-2009	美濃市	○		○		特設公衆電話・FAX	約200m ²	国道156号	
23	美濃市上牧公民館	美濃市小倉737-32	400m ²	0575-37-2121	美濃市	○		○		特設公衆電話・FAX	約40m ²	県道上野関線	
24	道の駅美濃にわか茶屋	美濃市曾代214	200m ²	0575-33-5022	㈱美濃にわか茶屋	○		○		特設公衆電話・公衆電話・FAX	約2,000m ²	国道156号	
25	美濃市清掃センター	美濃市曾代32番地の1	143m ²	0575-31-0653	美濃市			○			138m ²	市道高校前・林業センター線	

No.	名称	所在地(住所)	利用可能面積(㎡)	連絡先	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている用途	通信手段			駐車スペース(㎡)	隣接する緊急輸送道路	備考
								電話	防災行政無線	その他の通信手段			
26	郡上市八幡防災センター	郡上市八幡町島谷228	848㎡	0575-67-1121	郡上市			○				国道256号	
27	郡上市役所大和庁舎車庫	郡上市大和町徳永585	500㎡	0575-88-2211	郡上市	○		○			5,000㎡	国道156号	
28	郡上市立白鳥中学校体育館	郡上市白鳥町為真766-2	1,860㎡	0575-82-3111	郡上市	○		○		特設公衆電話			
29	郡上市立高鷲小学校体育館	郡上市高鷲町大鷲2387-1	856㎡	0575-72-5111	郡上市	○		○		特設公衆電話		県道高鷲インター線	駐車場は小学校グラウンド横プール前の舗装部分
30	郡上市美並総合体育館	郡上市美並町白山430-31	873㎡	0575-79-3111	郡上市	○				特設公衆電話		国道156号	
31	郡上市明宝アリーナ	郡上市明宝二間手276	1,432㎡	0575-87-2211	郡上市	○		○				国道472号	
32	郡上市和良運動公園多目的広場	郡上市和良町宮地1155	2,000㎡	0575-77-2211	郡上市	○		○			2,000㎡	国道256号	

■地域内輸送拠点(東濃地域・恵那地域)

No.	名称	所在地(住所)	利用可能面積(m ²)	連絡先	管理者	避難所指定の有無	既に位置づけされている使途	通信手段			駐車スペース(m ²)	隣接する緊急輸送道路	備考
								電話	防災行政無線	その他の通信手段			
1	県立多治見北高等学校	多治見市上山町2-49	1,280m ²	0572-22-3361	岐阜県	○		○			10,000m ²	国道19号	
2	多治見市旭ヶ丘運動広場	多治見市旭ヶ丘10-6-83	16,160m ²	0572-27-6784	多治見市			○			10,000m ²	国道248号	
3	多治見市笠原体育館	多治見市笠原町2072-5	1,622m ²	0572-43-5155	多治見市	○		○			2,790m ²	県道 豊田多治見線	
4	土岐市総合公園	土岐市下石町2183-1	999m ²	0572-57-3645	土岐市	○	応援部隊の活動拠点候補地	○			9,240m ²	県道 多治見恵那線	施設内「ウッドドーム」
5	土岐市総合活動センター	土岐市泉町定林寺959-7	7,500m ²	0572-54-9228	土岐市		応援部隊の活動拠点候補地	○			3,600m ²	国道21号	施設内「サブグラウンド」
6	瑞浪市民体育館	瑞浪市明世町戸狩191	600m ²	0572-68-0747	瑞浪市	○		○			3,000m ²	国道19号 中央自動車道	
7	瑞浪市瑞浪中央公園	瑞浪市北小田町2-4	13,000m ²	0572-68-2111	瑞浪市		応援部隊の活動拠点候補地				1,000m ²	国道19号 中央自動車道	
8	東美濃ふれあいセンター	中津川市茄子川1683-797	8,643m ²	0573-68-8000	中津川市	○	応援部隊の活動拠点	○			13,300m ²	国道19号 中央自動車道	利用可能面積は他の使途と重複
9	サンライフ中津川	中津川市手賀野172-1	2,869m ²	0573-66-1357	中津川市	○	応援部隊の活動拠点	○			3,200m ²	国道19号 中央自動車道	利用可能面積は他の使途と重複
10	中津川市坂下総合体育館	中津川市坂下1512-1	3,235m ²	0573-75-3335	中津川市	○	応援部隊の活動拠点	○			3,000m ²	県道 福岡坂下線	利用可能面積は他の使途と重複
11	中津川市川上自然休養村センター	中津川市川上1427-6	800m ²	0573-74-2111	中津川市	○	応援部隊の活動拠点	○			1,300m ²	県道 福岡坂下線	利用可能面積は他の使途と重複
12	中津川市加子母公民館	中津川市加子母3519-2	1,443m ²	0573-79-2111	中津川市		応援部隊の活動拠点	○	○		2,800m ²	国道257号	利用可能面積は他の使途と重複
13	中津川市付知B&G海洋センター	中津川市付知5692	1,828m ²	0573-82-2005	中津川市	○	応援部隊の活動拠点	○			2,200m ²	国道256号	利用可能面積は他の使途と重複
14	中津川市立福岡中学校	中津川市福岡1-8	1,271m ²	0573-72-2006	中津川市	○	応援部隊の活動拠点 ドクターヘリ臨時離着陸場	○			2,600m ²	国道257号	利用可能面積は他の使途と重複
15	中津川市立蛭川中学校	中津川市蛭川1798-1	1,222m ²	0573-45-2011	中津川市	○	応援部隊の活動拠点 ドクターヘリ臨時離着陸場	○			900m ²	県道恵那蛭川 東白川線	利用可能面積は他の使途と重複
16	恵那市立恵那西中学校体育館	恵那市長島町中野1269-261	1,230m ²	0573-26-5245	恵那市	○		○		音声告知器(行政からの一方通行)	2,200m ²	国道19号	
17	恵那市立恵那東中学校体育館	恵那市大井町1073-1	2,082m ²	0573-25-5261	恵那市	○		○		音声告知器(行政からの一方通行)	1,000m ²	国道19号	
18	県立恵那特別支援学校	恵那市岩村町133-3	1,200m ²	0573-43-4857	岐阜県	○		○		音声告知器(行政からの一方通行)	1,800m ²	国道257号	
19	恵那市立山岡中学校体育館	恵那市山岡町下手向182-4	1,651m ²	0573-56-2614	恵那市	○		○		音声告知器(行政からの一方通行)	1,500m ²	県道 瑞浪上矢作線	
20	恵那市立明智中学校体育館	恵那市明智町60-1	2,227m ²	0573-54-2222	恵那市	○		○		音声告知器(行政からの一方通行)	1,000m ²	国道363号	
21	串原コミュニティセンターホール	恵那市串原3146-3	1,200m ²	0573-52-2026	恵那市	○		○	○		1,000m ²	県道豊田明智線	
22	恵那市立上矢作小学校体育館	恵那市上矢作町1798-1	807m ²	0573-47-2121	恵那市	○		○		音声告知器(行政からの一方通行)	350m ²	国道257号	
23	恵那市立恵那北中学校体育館	恵那市笠置町河合980	1,351m ²	0573-27-3133	恵那市	○		○		音声告知器(行政からの一方通行)	1,800m ²	中央自動車道	

■地域内輸送拠点(飛驒地域)

No.	名称	所在地(住所)	利用可能 面積(m ²)	連絡先	管理者	避難所 指定の 有無	既に位置づけされている使途	通信手段			駐車スぺ ース(m ²)	隣接する 緊急輸送道路	備考
								電話	防災行 政無線	その他の通信手段			
1	高山市飛驒高山ビッグアリーナ	高山市中山町600	9,570m ²	0577-34-3333	高山市	○	県広域防災拠点	○			3,100m ²	市道中山線	第2次緊急輸送道路
2	高山市立東山中学校体育館	高山市松之本町262	1,488m ²	0577-34-2900	高山市	○		○			13,211m ²		
3	高山市丹生川支所総合防災センター	高山市丹生川町坊方2000	1,452m ²	0577-78-1111	高山市	○		○	○		1,400m ²	国道158号	
4	清見高齢者運動広場	高山市清見町三日町 138	1,435m ²	0577-68-2211	高山市						3,373m ²	県道 高山清見線	第2次緊急輸送道路
5	活性化施設 荘川ドーム	高山市荘川町猿丸82	1,000m ²	05769-2-2211	高山市	○					2,000m ²	国道158号	
6	高山市久々野体育館	高山市久々野町久々野818-1	3,543m ²	0577-52-3490	高山市			○			25,800m ²		
7	高山市立朝日小学校体育館	高山市朝日町万石728	1,242m ²	0577-55-3002	高山市	○		○			12,097m ²		
8	飛驒日和田体育館	高山市高根町小日和田2-1	1,479m ²	0577-59-2211	高山市			○			20,000m ²		
9	高山市一之宮公民館	高山市一之宮町3087-1	2,214m ²	0577-53-2424	高山市	○		○			746m ²	県道宮萩原線	第2次緊急輸送道路
10	高山市国府町福祉の里	高山市国府町木管垣内650	4,107m ²	0577-72-3111	高山市	○		○			2,500m ²		
11	高山市上宝支所	高山市上宝町本郷540	4,095m ²	0578-86-2111	高山市	○		○	○		3,720m ²	県道 国府見座線	第2次緊急輸送道路
12	飛驒市立河合小学校体育館	飛驒市河合町角川91-2	806m ²	0577-65-2019	飛驒市	○		○		携帯電話	6,495m ²	国道360号	
13	飛驒市古川町総合保健福祉センター車庫倉庫棟	飛驒市古川町若宮二丁目1-60	280m ²	0577-73-2948	飛驒市	○		○		携帯電話	2,242m ²	国道41号	
14	飛驒市宮川町公民館	飛驒市宮川町林49-4	959m ²	0577-63-2311	飛驒市	○		○	○	携帯電話	1,551m ²	国道360号	
15	飛驒市神岡町公民館	飛驒市神岡町東町378	3,051m ²	0578-82-2255	飛驒市	○		○		携帯電話	1,441m ²	国道471号	
16	下呂市立萩原小学校体育館	下呂市萩原町萩原1101	669m ²	0576-52-1600	下呂市	○		○	○		4,900m ²	国道41号	
17	下呂市小坂きこちゃんスタジアム	下呂市小坂町長瀬1127	800m ²	0576-62-2966	下呂市			○	○			国道41号	
18	下呂交流会館	下呂市森2270-3	3,000m ²	0576-25-5000	下呂市	○		○		携帯電話	9,125m ²	国道41号	
19	リバーサイドスポーツセンター体育館	下呂市金山町金山911-1	1,419m ²	0576-32-3300	下呂市	○	広域避難場所 (グラウンド部分)	○	○		10,000m ²	国道256号	
20	白川村役場	大野郡白川村鳩谷517	300m ²	05769-6-1311	白川村			○	○		1,000m ²	国道156号	

○地域内輸送拠点（二次集積拠点）について

◇阪神・淡路大震災の教訓に学ぶ

「地域内輸送拠点」を設置する必要性

- ・緊急物資を積んだ大型トラックが被災地域で滞留し道路が渋滞→物資の輸送が停滞
- ・集積場所に屋根が必要となり、テントで対応
- ・路上や集積場所が駐車場となり、搬入効率が低下

[学んだこと]

- ・大量の物資を効率よく集配するためには適切な拠点設置が必要
- ・発災後数日は必要な物資以外は被災地に持ち込まない
- ・被災地内では小型車が有効

[結 論]

防災の基本は「自らの命は自ら守る」ことであり各自3日間分の備蓄を呼びかけているが4日目以降は県・市町村が責任を持って対応する必要があるため、迅速、効果的に緊急物資を輸送できる体制を構築する必要がある。

（１）地域内輸送拠点の役割

- ・道路の交通混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点
- ・被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置

（２）取り扱い物資

食料、医薬品、生活必需品等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資

（３）実施業務

地域内輸送拠点における業務は、以下のとおりである。

- ①一時集積及び分類
- ②避難所等の物資需要情報の集約
- ③配送先別の仕分け
- ④小型車両への積み替え、発送

（４）地域内輸送拠点候補施設の選定ポイント

下記選定ポイントにより、原則として市においては2箇所、町村においては1箇所に絞り込み選定した。（平成14年度）

さらに、平成28年熊本地震において、雨天時の作業を行えるよう屋根があることや、大量の物資を捌くためにフォークリフトによる作業が可能であること、避難所である行政庁舎ではないこと等も候補施設の選定に必要であることが判明している。

したがって、市町村は、必要に応じて民間物流事業者等の施設の活用を図るなどして、地域内輸送拠点の見直しを行うこととする。

[選定ポイント]

- ①災害時に物資の供給や応急対策活動を広域的に実施するため、優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている第1次・2次緊急輸送道路沿いであること。
- ②防災ヘリコプター緊急離着陸場に併設又は隣接していること（空中から物資を降ろすことが可能なスペースがあること）。
- ③物資の集積配分拠点となるスペースがあること。（屋内スペースに物資を保管することが望ましい。）
- ④公的な施設を基本とすること（県施設等を指定する場合は必ず覚書等により役割分担等を双方明確にした上で指定すること）。
- ⑤民間施設の協力が得られる場合には、民間施設を活用すること。

なお、地域内輸送拠点として最低限求められると考えられる要件の目安としては、以下のとおりである。国土交通省総合政策局「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」から抜粋。

【地域内輸送拠点（二次物資拠点）の施設基準】

- ① 新耐震基準に適合した施設であること（昭和 56 年6月1 日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
- ② 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
- ③ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
- ④ 上屋（物資の荷捌き、一時保管を行う施設）及び敷地が十分な荷捌きスペースを有する（推奨）
- ⑤ フォークリフト等を容易に調達できること（推奨）
- ⑥ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ⑦ 公的施設の場合には、拠点の運営にあたって民間物流事業者等との協力体制がある（推奨）

4 物資の被害想定毎の配分計画

岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成25年2月公表）及び平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査（平成31年2月公表）の結果に基づく各災害の被害想定における想定避難者数をもとに、下記の算出式から必要物資量を算出し、あらかじめ市町村毎の配分計画を定める。

調達品目	想定避難者数	1日の必要量の算出式
食料	岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査	想定避難者数×3食×1.2 ^(※1)
毛布		想定避難者数×2枚
育児用調製粉乳		想定避難者数×0歳人口比率×必要量140g×1日分 ^(※2)
乳児・小児用おむつ		想定避難者数×0～2歳人口比率×必要量8枚×1日分 ^(※2)
大人用おむつ		想定避難者数×必要者割合0.005×必要量8枚×1日分 ^(※3)
携帯トイレ・簡易トイレ		想定避難者数×上水道支障率0.580×使用量5回×1日分 ^(※4)
トイレットペーパー		想定避難者数×必要量0.18巻×1日分 ^(※5)
生理用品		避難所避難者数×12～51歳女性人口比率 ^(※2) ×一人1期間（7日間）当たり必要量30枚× $\frac{1}{7}$ ^(※6) × $\frac{1}{4}$ ^(※7)

【必要量の算出式】

- ※1：食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの
- ※2：「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、平成27年国勢調査（総務省統計局）「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」
- ※3：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府が想定したもの
- ※4：携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、南海トラフ地震発生時における断水率。地震の規模や時間経過により断水率は異なるが、基準値として設定
- ※5：トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算
- ※6：生理用品の算出式における「 $\frac{1}{7}$ 」という係数は、一人あたりの必要量を求めたもの
- ※7：生理用品の算出式における「 $\frac{1}{4}$ 」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

物資配分計画(南海トラフ地震)																				備考：必要量は1日当たりの計算			
				南海トラフ地震																			
	最大避難者数			事前配分計画																			
	想定避難者数	比率(対圏域)	比率(対県内)	食料		毛布	育児用調整粉乳		小児用紙おむつ		大人用紙おむつ		携帯トイレ・簡易トイレ		トイレトペーパー		生理用品						
必要量(食)				箱数(おにぎり)	必要量(枚)	必要量(g)	缶数	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(回)	箱数	必要量(巻)	箱数	必要量(枚)	箱数					
岐阜市	42,708	52.39%	26.54%	153,749	1098	85,416	47,833	60	7	7,858	23	1,708	10	123,853	1239	7,687	214	10,524	175				
羽島市	7,341	9.01%	4.56%	26,428	189	14,682	8,222	10	1	1,351	4	294	2	21,289	213	1,321	37	1,809	30				
各務原市	14,487	17.77%	9.00%	52,153	373	28,974	16,225	20	3	2,666	8	579	3	42,012	420	2,608	72	3,570	60				
山県市	2,358	2.89%	1.47%	8,489	61	4,716	2,641	3	0	434	1	94	1	6,838	68	424	12	581	10				
瑞穂市	5,905	7.24%	3.67%	21,258	152	11,810	6,614	8	1	1,087	3	236	1	17,125	171	1,063	30	1,455	24				
本巣市	1,508	1.85%	0.94%	5,429	39	3,016	1,689	2	0	277	1	60	0	4,373	44	271	8	372	6				
岐南町	2,993	3.67%	1.86%	10,775	77	5,986	3,352	4	1	551	2	120	1	8,680	87	539	15	738	12				
笠松町	3,012	3.69%	1.87%	10,843	77	6,024	3,373	4	1	554	2	120	1	8,735	87	542	15	742	12				
北方町	1,207	1.48%	0.75%	4,345	31	2,414	1,352	2	0	222	1	48	0	3,500	35	217	6	297	5				
岐阜圏域	81,519	100.00%	50.65%	293,468	2096	163,038	91,301	114	14	14,999	44	3,261	19	236,405	2364	14,673	408	20,089	335				
大垣市	18,805	53.84%	11.68%	67,698	484	37,610	21,062	26	3	3,460	10	752	4	54,535	545	3,385	94	4,634	77				
海津市	3,893	11.15%	2.42%	14,015	100	7,786	4,360	5	1	716	2	156	1	11,290	113	701	19	959	16				
養老町	3,334	9.55%	2.07%	12,002	86	6,668	3,734	5	1	613	2	133	1	9,669	97	600	17	822	14				
垂井町	1,528	4.37%	0.95%	5,501	39	3,056	1,711	2	0	281	1	61	0	4,431	44	275	8	377	6				
関ヶ原町	615	1.76%	0.38%	2,214	16	1,230	689	1	0	113	0	25	0	1,784	18	111	3	152	3				
神戸町	881	2.52%	0.55%	3,172	23	1,762	987	1	0	162	0	35	0	2,555	26	159	4	217	4				
輪之内町	1,120	3.21%	0.70%	4,032	29	2,240	1,254	2	0	206	1	45	0	3,248	32	202	6	276	5				
安八町	1,810	5.18%	1.12%	6,516	47	3,620	2,027	3	0	333	1	72	0	5,249	52	326	9	446	7				
揖斐川町	953	2.73%	0.59%	3,431	25	1,906	1,067	1	0	175	1	38	0	2,764	28	172	5	235	4				
大野町	846	2.42%	0.53%	3,046	22	1,692	948	1	0	156	0	34	0	2,453	25	152	4	208	3				
池田町	1,141	3.27%	0.71%	4,108	29	2,282	1,278	2	0	210	1	46	0	3,309	33	205	6	281	5				
西濃圏域	34,926	100.00%	21.70%	125,734	898	69,852	39,117	49	6	6,426	19	1,397	8	101,285	1013	6,287	175	8,607	143				
関市	5,643	30.76%	3.51%	20,315	145	11,286	6,320	8	1	1,038	3	226	1	16,365	164	1,016	28	1,391	23				
美濃市	1,991	10.85%	1.24%	7,168	51	3,982	2,230	3	0	366	1	80	0	5,774	58	358	10	491	8				
美濃加茂市	2,111	11.51%	1.31%	7,600	54	4,222	2,364	3	0	388	1	84	1	6,122	61	380	11	520	9				
可児市	3,324	18.12%	2.07%	11,966	85	6,648	3,723	5	1	612	2	133	1	9,640	96	598	17	819	14				
郡上市	2,149	11.71%	1.34%	7,736	55	4,298	2,407	3	0	395	1	86	1	6,232	62	387	11	530	9				
坂祝町	717	3.91%	0.45%	2,581	18	1,434	803	1	0	132	0	29	0	2,079	21	129	4	177	3				
富加町	534	2.91%	0.33%	1,922	14	1,068	598	1	0	98	0	21	0	1,549	15	96	3	132	2				
川辺町	274	1.49%	0.17%	986	7	548	307	0	0	50	0	11	0	795	8	49	1	68	1				
七宗町	50	0.27%	0.03%	180	1	100	56	0	0	9	0	2	0	145	1	9	0	12	0				
八百津町	301	1.64%	0.19%	1,084	8	602	337	0	0	55	0	12	0	873	9	54	2	74	1				
白川町	282	1.54%	0.18%	1,015	7	564	316	0	0	52	0	11	0	818	8	51	1	69	1				
東白川村	57	0.31%	0.04%	205	1	114	64	0	0	10	0	2	0	165	2	10	0	14	0				
御嵩町	915	4.99%	0.57%	3,294	24	1,830	1,025	1	0	168	0	37	0	2,654	27	165	5	225	4				
中濃圏域	18,348	100.00%	11.40%	66,053	472	36,696	20,550	26	3	3,376	10	734	4	53,209	532	3,303	92	4,521	75				
多治見市	6,216	28.41%	3.86%	22,378	160	12,432	6,962	9	1	1,144	3	249	1	18,026	180	1,119	31	1,532	26				
中津川市	2,531	11.57%	1.57%	9,112	65	5,062	2,835	4	0	466	1	101	1	7,340	73	456	13	624	10				
瑞浪市	4,365	19.95%	2.71%	15,714	112	8,730	4,889	6	1	803	2	175	1	12,659	127	786	22	1,076	18				
恵那市	3,260	14.90%	2.03%	11,736	84	6,520	3,651	5	1	600	2	130	1	9,454	95	587	16	803	13				
土岐市	5,510	25.18%	3.42%	19,836	142	11,020	6,171	8	1	1,014	3	220	1	15,979	160	992	28	1,358	23				
東濃圏域	21,882	100.00%	13.60%	78,775	563	43,764	24,508	31	4	4,026	12	875	5	63,458	635	3,939	109	5,392	90				
高山市	2,223	52.06%	1.38%	8,003	57	4,446	2,490	3	0	409	1	89	1	6,447	64	400	11	548	9				
飛騨市	558	13.07%	0.35%	2,009	14	1,116	625	1	0	103	0	22	0	1,618	16	100	3	138	2				
下呂市	1,460	34.19%	0.91%	5,256	38	2,920	1,635	2	0	269	1	58	0	4,234	42	263	7	360	6				
白川村	29	0.68%	0.02%	104	1	58	32	0	0	5	0	1	0	84	1	5	0	7	0				
飛騨圏域	4,270	100.00%	2.65%	15,372	110	8,540	4,782	6	1	786	2	171	1	12,383	124	769	21	1,052	18				
県合計	160,945			579,402	4139	321,890	180,258	225	28	29,614	87	6,438	38	466,741	4667	28,970	805	39,661	661				
					1箱あたり個数		算出係数※1	1缶あたりの容量	1箱あたり缶数	算出係数※2	1箱あたり個数	算出係数※3	1箱あたり個数	算出係数※4	1箱あたり個数		1箱あたり個数	算出係数※5	1箱あたり個数				
					140個		0.008	800g	8	0.023	342枚	0.005	168枚	0.580	100回		36巻	0.230	60枚				
							※1：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳の人口比率			※2：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳～2歳の人口比率		※3：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府にて想定したもの		※4：岐阜県内の南海トラフ地震発生時における断水率。地震の規模や時間経過により断水率は異なるが、基準値として設定				※5：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における女性12歳～51歳の女性人口比率					

物資配分計画(揖斐川ー武儀川断層帯)				備考：必要量は1日当たりの計算															
	フォーマット																		
	最大避難者数			事前配分計画															
	想定避難者数	比率(対圏域)	比率(対県内)	食料		毛布	育児用調整粉乳		小児用紙おむつ		大人用紙おむつ		携帯トイレ・簡易トイレ		トイレトペーパー		生理用品		
				必要量(食)	箱数(おにぎり)	必要量(枚)	必要量(g)	缶数	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(回)	箱数	必要量(巻)	箱数	必要量(枚)	箱数
岐阜市	103,286	57.41%	37.85%	371,831	2656	206,573	115,681	145	18	19,005	56	4,131	25	299,530	2995	18,592	516	25,453	424
羽島市	6,831	3.80%	2.50%	24,593	176	13,663	7,651	10	1	1,257	4	273	2	19,811	198	1,230	34	1,683	28
各務原市	31,903	17.73%	11.69%	114,851	820	63,806	35,732	45	6	5,870	17	1,276	8	92,519	925	5,743	160	7,862	131
山県市	10,760	5.98%	3.94%	38,737	277	21,521	12,052	15	2	1,980	6	430	3	31,205	312	1,937	54	2,652	44
瑞穂市	8,960	4.98%	3.28%	32,257	230	17,920	10,035	13	2	1,649	5	358	2	25,985	260	1,613	45	2,208	37
本巣市	5,768	3.21%	2.11%	20,766	148	11,537	6,461	8	1	1,061	3	231	1	16,729	167	1,038	29	1,422	24
岐南町	5,751	3.20%	2.11%	20,702	148	11,501	6,441	8	1	1,058	3	230	1	16,677	167	1,035	29	1,417	24
笠松町	4,030	2.24%	1.48%	14,507	104	8,059	4,513	6	1	741	2	161	1	11,686	117	725	20	993	17
北方町	2,606	1.45%	0.96%	9,381	67	5,212	2,919	4	0	479	1	104	1	7,557	76	469	13	642	11
岐阜圏域	179,896	100.00%	65.93%	647,627	4626	359,793	201,484	252	31	33,101	97	7,196	43	521,699	5217	32,381	899	44,332	739
大垣市	17,925	52.39%	6.57%	64,529	461	35,849	20,076	25	3	3,298	10	717	4	51,982	520	3,226	90	4,417	74
海津市	1,710	5.00%	0.63%	6,156	44	3,420	1,915	2	0	315	1	68	0	4,959	50	308	9	421	7
養老町	1,677	4.90%	0.61%	6,036	43	3,353	1,878	2	0	308	1	67	0	4,862	49	302	8	413	7
垂井町	1,165	3.41%	0.43%	4,195	30	2,331	1,305	2	0	214	1	47	0	3,380	34	210	6	287	5
関ヶ原町	158	0.46%	0.06%	568	4	315	177	0	0	29	0	6	0	457	5	28	1	39	1
神戸町	1,578	4.61%	0.58%	5,682	41	3,157	1,768	2	0	290	1	63	0	4,577	46	284	8	389	6
輪之内町	819	2.39%	0.30%	2,947	21	1,637	917	1	0	151	0	33	0	2,374	24	147	4	202	3
安八町	1,395	4.08%	0.51%	5,022	36	2,790	1,562	2	0	257	1	56	0	4,045	40	251	7	344	6
揖斐川町	2,986	8.73%	1.09%	10,751	77	5,973	3,345	4	1	549	2	119	1	8,661	87	538	15	736	12
大野町	2,680	7.83%	0.98%	9,650	69	5,361	3,002	4	0	493	1	107	1	7,773	78	482	13	661	11
池田町	2,121	6.20%	0.78%	7,635	55	4,242	2,375	3	0	390	1	85	1	6,151	62	382	11	523	9
西濃圏域	34,214	100.00%	12.54%	123,172	880	68,429	38,320	48	6	6,295	18	1,369	8	99,222	992	6,159	171	8,431	141
関市	26,682	51.40%	9.78%	96,054	686	53,363	29,883	37	5	4,909	14	1,067	6	77,376	774	4,803	133	6,575	110
美濃市	8,306	16.00%	3.04%	29,900	214	16,611	9,302	12	1	1,528	4	332	2	24,086	241	1,495	42	2,047	34
美濃加茂市	5,072	9.77%	1.86%	18,259	130	10,144	5,681	7	1	933	3	203	1	14,709	147	913	25	1,250	21
可児市	3,823	7.36%	1.40%	13,762	98	7,645	4,281	5	1	703	2	153	1	11,086	111	688	19	942	16
郡上市	3,350	6.45%	1.23%	12,060	86	6,700	3,752	5	1	616	2	134	1	9,715	97	603	17	826	14
坂祝町	1,632	3.14%	0.60%	5,875	42	3,264	1,828	2	0	300	1	65	0	4,732	47	294	8	402	7
富加町	1,186	2.28%	0.43%	4,270	30	2,372	1,328	2	0	218	1	47	0	3,440	34	213	6	292	5
川辺町	613	1.18%	0.22%	2,208	16	1,227	687	1	0	113	0	25	0	1,779	18	110	3	151	3
七宗町	144	0.28%	0.05%	517	4	287	161	0	0	26	0	6	0	416	4	26	1	35	1
八百津町	333	0.64%	0.12%	1,200	9	667	373	0	0	61	0	13	0	967	10	60	2	82	1
白川町	105	0.20%	0.04%	378	3	210	118	0	0	19	0	4	0	304	3	19	1	26	0
東白川村	10	0.02%	0.00%	36	0	20	11	0	0	2	0	0	0	29	0	2	0	2	0
御嵩町	654	1.26%	0.24%	2,354	17	1,308	732	1	0	120	0	26	0	1,896	19	118	3	161	3
中濃圏域	51,909	100.00%	19.02%	186,872	1335	103,818	58,138	73	9	9,551	28	2,076	12	150,536	1505	9,344	260	12,792	213
多治見市	2,727	42.86%	1.00%	9,817	70	5,454	3,054	4	0	502	1	109	1	7,908	79	491	14	672	11
中津川市	174	2.74%	0.06%	628	4	349	195	0	0	32	0	7	0	506	5	31	1	43	1
瑞浪市	1,255	19.72%	0.46%	4,517	32	2,509	1,405	2	0	231	1	50	0	3,639	36	226	6	309	5
恵那市	222	3.49%	0.08%	799	6	444	249	0	0	41	0	9	0	644	6	40	1	55	1
土岐市	1,985	31.19%	0.73%	7,144	51	3,969	2,223	3	0	365	1	79	0	5,755	58	357	10	489	8
東濃圏域	6,363	100.00%	2.33%	22,905	164	12,725	7,126	9	1	1,171	3	255	2	18,452	185	1,145	32	1,568	26
高山市	26	5.46%	0.01%	94	1	52	29	0	0	5	0	1	0	76	1	5	0	6	0
飛騨市	3	0.56%	0.00%	10	0	5	3	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	1	0
下呂市	449	93.96%	0.16%	1,616	12	898	503	1	0	83	0	18	0	1,302	13	81	2	111	2
白川村	0	0.03%	0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛騨圏域	478	100.00%	0.18%	1,720	12	956	535	1	0	88	0	19	0	1,386	14	86	2	118	2
県合計	272,860			982,296	7016	545,720	305,603	382	48	50,206	147	10,914	65	791,294	7913	49,115	1364	67,240	1121
					1箱あたり個数		算出係数※1	1缶あたりの容量	1箱あたり缶数	算出係数※2	1箱あたり個数	算出係数※3	1箱あたり個数	算出係数※4	1箱あたり個数		1箱あたり個数	算出係数※5	1箱あたり個数
					140個		0.008	800g	8	0.023	342枚	0.005	168枚	0.580	100回		36巻	0.230	60枚
							※1：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳の人口比率			※2：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳～2歳の人口比率			※3：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府にて想定したもの			※4：岐阜県内の南海トラフ地震発生時における断水率。地震の規模や時間経過により断水率は異なるが、基準値として設定			※5：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における女性12歳～51歳の女性人口比率

- 33 -

物資配分計画(長良川上流断層帯 震源を北端に設定 断層の破壊が南へ進む)																			備考：必要量は1日当たりの計算			
	フォーマット																					
	最大避難者数			事前配分計画																		
	想定避難者数	比率(対圏域)	比率(対県内)	食料		毛布	育児用調整粉乳		小児用紙おむつ		大人用紙おむつ		携帯トイレ・簡易トイレ		トイレトペーパー		生理用品					
				必要量(食)	箱数(おにぎり)	必要量(枚)	必要量(g)	缶数	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(回)	箱数	必要量(巻)	箱数	必要量(枚)	箱数			
岐阜市	20,885	59.53%	24.01%	75,186	537	41,770	23,391	29	4	3,843	11	835	5	60,567	606	3,759	104	5,147	86			
羽島市	1,015	2.89%	1.17%	3,654	26	2,030	1,137	1	0	187	1	41	0	2,943	29	183	5	250	4			
各務原市	5,553	15.83%	6.38%	19,989	143	11,105	6,219	8	1	1,022	3	222	1	16,102	161	999	28	1,368	23			
山県市	2,620	7.47%	3.01%	9,434	67	5,241	2,935	4	0	482	1	105	1	7,599	76	472	13	646	11			
瑞穂市	2,109	6.01%	2.42%	7,594	54	4,219	2,362	3	0	388	1	84	1	6,117	61	380	11	520	9			
本巣市	439	1.25%	0.50%	1,579	11	877	491	1	0	81	0	18	0	1,272	13	79	2	108	2			
岐南町	1,476	4.21%	1.70%	5,315	38	2,953	1,653	2	0	272	1	59	0	4,281	43	266	7	364	6			
笠松町	728	2.07%	0.84%	2,620	19	1,455	815	1	0	134	0	29	0	2,110	21	131	4	179	3			
北方町	257	0.73%	0.29%	923	7	513	287	0	0	47	0	10	0	744	7	46	1	63	1			
岐阜圏域	35,081	100.00%	40.33%	126,293	902	70,163	39,291	49	6	6,455	19	1,403	8	101,736	1017	6,315	175	8,645	144			
大垣市	4,421	62.43%	5.08%	15,915	114	8,841	4,951	6	1	813	2	177	1	12,820	128	796	22	1,089	18			
海津市	842	11.90%	0.97%	3,033	22	1,685	944	1	0	155	0	34	0	2,443	24	152	4	208	3			
養老町	514	7.25%	0.59%	1,849	13	1,027	575	1	0	95	0	21	0	1,490	15	92	3	127	2			
垂井町	70	0.99%	0.08%	253	2	140	79	0	0	13	0	3	0	204	2	13	0	17	0			
関ヶ原町	40	0.57%	0.05%	146	1	81	45	0	0	7	0	2	0	117	1	7	0	10	0			
神戸町	78	1.10%	0.09%	281	2	156	87	0	0	14	0	3	0	226	2	14	0	19	0			
輪之内町	350	4.94%	0.40%	1,260	9	700	392	0	0	64	0	14	0	1,015	10	63	2	86	1			
安八町	353	4.99%	0.41%	1,271	9	706	396	0	0	65	0	14	0	1,024	10	64	2	87	1			
揖斐川町	199	2.81%	0.23%	717	5	398	223	0	0	37	0	8	0	578	6	36	1	49	1			
大野町	125	1.76%	0.14%	449	3	249	140	0	0	23	0	5	0	362	4	22	1	31	1			
池田町	89	1.25%	0.10%	319	2	177	99	0	0	16	0	4	0	257	3	16	0	22	0			
西濃圏域	7,081	100.00%	8.14%	25,492	182	14,162	7,931	10	1	1,303	4	283	2	20,536	205	1,275	35	1,745	29			
関市	7,129	20.12%	8.20%	25,665	183	14,258	7,985	10	1	1,312	4	285	2	20,675	207	1,283	36	1,757	29			
美濃市	4,729	13.35%	5.44%	17,024	122	9,458	5,296	7	1	870	3	189	1	13,713	137	851	24	1,165	19			
美濃加茂市	1,919	5.42%	2.21%	6,908	49	3,838	2,149	3	0	353	1	77	0	5,565	56	345	10	473	8			
可児市	1,863	5.26%	2.14%	6,706	48	3,726	2,086	3	0	343	1	75	0	5,402	54	335	9	459	8			
郡上市	16,926	47.78%	19.46%	60,934	435	33,852	18,957	24	3	3,114	9	677	4	49,086	491	3,047	85	4,171	70			
坂祝町	349	0.98%	0.40%	1,256	9	698	391	0	0	64	0	14	0	1,012	10	63	2	86	1			
富加町	425	1.20%	0.49%	1,530	11	850	476	1	0	78	0	17	0	1,232	12	76	2	105	2			
川辺町	515	1.45%	0.59%	1,854	13	1,030	577	1	0	95	0	21	0	1,494	15	93	3	127	2			
七宗町	230	0.65%	0.26%	828	6	460	258	0	0	42	0	9	0	667	7	41	1	57	1			
八百津町	371	1.05%	0.43%	1,334	10	741	415	1	0	68	0	15	0	1,075	11	67	2	91	2			
白川町	407	1.15%	0.47%	1,464	10	813	456	1	0	75	0	16	0	1,180	12	73	2	100	2			
東白川村	56	0.16%	0.06%	200	1	111	62	0	0	10	0	2	0	162	2	10	0	14	0			
御嵩町	509	1.44%	0.59%	1,832	13	1,018	570	1	0	94	0	20	0	1,476	15	92	3	125	2			
中濃圏域	35,427	100.00%	40.73%	127,536	911	70,854	39,678	50	6	6,519	19	1,417	8	102,738	1027	6,377	177	8,730	146			
多治見市	1,883	34.29%	2.16%	6,778	48	3,765	2,109	3	0	346	1	75	0	5,460	55	339	9	464	8			
中津川市	488	8.89%	0.56%	1,757	13	976	547	1	0	90	0	20	0	1,415	14	88	2	120	2			
瑞浪市	1,032	18.80%	1.19%	3,717	27	2,065	1,156	1	0	190	1	41	0	2,994	30	186	5	254	4			
恵那市	367	6.68%	0.42%	1,321	9	734	411	1	0	68	0	15	0	1,064	11	66	2	90	2			
土岐市	1,721	31.34%	1.98%	6,194	44	3,441	1,927	2	0	317	1	69	0	4,990	50	310	9	424	7			
東濃圏域	5,491	100.00%	6.31%	19,767	141	10,982	6,150	8	1	1,010	3	220	1	15,923	159	988	27	1,353	23			
高山市	272	6.98%	0.31%	981	7	545	305	0	0	50	0	11	0	790	8	49	1	67	1			
飛騨市	33	0.86%	0.04%	120	1	67	37	0	0	6	0	1	0	97	1	6	0	8	0			
下呂市	3,596	92.12%	4.13%	12,944	92	7,191	4,027	5	1	662	2	144	1	10,427	104	647	18	886	15			
白川村	2	0.04%	0.00%	6	0	3	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0			
飛騨圏域	3,903	100.00%	4.49%	14,051	100	7,806	4,371	5	1	718	2	156	1	11,319	113	703	20	962	16			
県合計	86,983			313,140	2237	173,967	97,421	122	15	16,005	47	3,479	21	252,252	2523	15,657	435	21,435	357			
					1箱あたり個数		算出係数※1	1缶あたりの容量	1箱あたり缶数	算出係数※2	1箱あたり個数	算出係数※3	1箱あたり個数	算出係数※4	1箱あたり個数		1箱あたり個数	算出係数※5	1箱あたり個数			
					140個		0.008	800g	8	0.023	342枚	0.005	168枚	0.580	100回		36巻	0.230	60枚			
							※1：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳の人口比率			※2：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳～2歳の人口比率			※3：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府にて想定したもの			※4：岐阜県内の南海トラフ地震発生時における断水率。地震の規模や時間経過により断水率は異なるが、基準値として設定			※5：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における女性12歳～51歳の女性人口比率			

物資配分計画(長良川上流断層帯 震源を南端に設定 断層の破壊が北へ進む)																	備考：必要量は1日当たりの計算			
	フォーマット																			
	最大避難者数			事前配分計画																
	想定避難者数	比率(対圏域)	比率(対県内)	食料		毛布	育児用調整粉乳			小児用紙おむつ		大人用紙おむつ		携帯トイレ・簡易トイレ		トイレトペーパー		生理用品		
必要量(食)				箱数(おにぎり)	必要量(枚)	必要量(g)	缶数	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(回)	箱数	必要量(巻)	箱数	必要量(枚)	箱数		
岐阜市	1,243	51.79%	5.75%	4,473	32	2,485	1,392	2	0	229	1	50	0	3,603	36	224	6	306	5	
羽島市	154	6.40%	0.71%	553	4	307	172	0	0	28	0	6	0	445	4	28	1	38	1	
各務原市	188	7.83%	0.87%	677	5	376	211	0	0	35	0	8	0	545	5	34	1	46	1	
山県市	411	17.12%	1.90%	1,478	11	821	460	1	0	76	0	16	0	1,191	12	74	2	101	2	
瑞穂市	270	11.24%	1.25%	971	7	539	302	0	0	50	0	11	0	782	8	49	1	66	1	
本巣市	64	2.66%	0.30%	230	2	128	71	0	0	12	0	3	0	185	2	11	0	16	0	
岐南町	35	1.46%	0.16%	126	1	70	39	0	0	6	0	1	0	101	1	6	0	9	0	
笠松町	27	1.15%	0.13%	99	1	55	31	0	0	5	0	1	0	80	1	5	0	7	0	
北方町	9	0.36%	0.04%	31	0	17	10	0	0	2	0	0	0	25	0	2	0	2	0	
岐阜圏域	2,399	100.00%	11.11%	8,637	62	4,798	2,687	3	0	441	1	96	1	6,958	70	432	12	591	10	
大垣市	864	78.32%	4.00%	3,110	22	1,728	968	1	0	159	0	35	0	2,506	25	156	4	213	4	
海津市	9	0.81%	0.04%	32	0	18	10	0	0	2	0	0	0	26	0	2	0	2	0	
養老町	27	2.45%	0.13%	97	1	54	30	0	0	5	0	1	0	78	1	5	0	7	0	
垂井町	10	0.95%	0.05%	38	0	21	12	0	0	2	0	0	0	30	0	2	0	3	0	
関ヶ原町	5	0.41%	0.02%	16	0	9	5	0	0	1	0	0	0	13	0	1	0	1	0	
神戸町	6	0.57%	0.03%	22	0	12	7	0	0	1	0	0	0	18	0	1	0	2	0	
輪之内町	32	2.91%	0.15%	116	1	64	36	0	0	6	0	1	0	93	1	6	0	8	0	
安八町	77	6.98%	0.36%	277	2	154	86	0	0	14	0	3	0	223	2	14	0	19	0	
揖斐川町	42	3.85%	0.20%	153	1	85	48	0	0	8	0	2	0	123	1	8	0	10	0	
大野町	15	1.40%	0.07%	56	0	31	17	0	0	3	0	1	0	45	0	3	0	4	0	
池田町	15	1.35%	0.07%	53	0	30	17	0	0	3	0	1	0	43	0	3	0	4	0	
西濃圏域	1,103	100.00%	5.11%	3,971	28	2,206	1,236	2	0	203	1	44	0	3,199	32	199	6	272	5	
関市	694	4.43%	3.21%	2,499	18	1,388	777	1	0	128	0	28	0	2,013	20	125	3	171	3	
美濃市	562	3.59%	2.60%	2,023	14	1,124	630	1	0	103	0	22	0	1,630	16	101	3	139	2	
美濃加茂市	22	0.14%	0.10%	78	1	43	24	0	0	4	0	1	0	63	1	4	0	5	0	
可児市	32	0.20%	0.15%	114	1	63	35	0	0	6	0	1	0	92	1	6	0	8	0	
郡上市	14,297	91.30%	66.20%	51,471	368	28,595	16,013	20	3	2,631	8	572	3	41,462	415	2,574	71	3,523	59	
坂祝町	9	0.06%	0.04%	32	0	18	10	0	0	2	0	0	0	26	0	2	0	2	0	
富加町	10	0.07%	0.05%	37	0	20	11	0	0	2	0	0	0	30	0	2	0	3	0	
川辺町	7	0.04%	0.03%	24	0	13	7	0	0	1	0	0	0	19	0	1	0	2	0	
七宗町	5	0.03%	0.02%	17	0	10	5	0	0	1	0	0	0	14	0	1	0	1	0	
八百津町	3	0.02%	0.01%	11	0	6	4	0	0	1	0	0	0	9	0	1	0	1	0	
白川町	13	0.08%	0.06%	45	0	25	14	0	0	2	0	1	0	36	0	2	0	3	0	
東白川村	2	0.01%	0.01%	6	0	4	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	
御嵩町	5	0.03%	0.02%	16	0	9	5	0	0	1	0	0	0	13	0	1	0	1	0	
中濃圏域	15,659	100.00%	72.51%	56,374	403	31,319	17,539	22	3	2,881	8	626	4	45,412	454	2,819	78	3,859	64	
多治見市	6	7.04%	0.03%	22	0	12	7	0	0	1	0	0	0	17	0	1	0	1	0	
中津川市	18	21.35%	0.08%	66	0	36	20	0	0	3	0	1	0	53	1	3	0	4	0	
瑞浪市	29	34.44%	0.14%	106	1	59	33	0	0	5	0	1	0	85	1	5	0	7	0	
恵那市	2	2.55%	0.01%	8	0	4	2	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	0	
土岐市	30	34.63%	0.14%	107	1	59	33	0	0	5	0	1	0	86	1	5	0	7	0	
東濃圏域	85	100.00%	0.40%	308	2	171	96	0	0	16	0	3	0	248	2	15	0	21	0	
高山市	1,047	44.56%	4.85%	3,768	27	2,094	1,172	1	0	193	1	42	0	3,036	30	188	5	258	4	
飛騨市	236	10.03%	1.09%	848	6	471	264	0	0	43	0	9	0	683	7	42	1	58	1	
下呂市	989	42.10%	4.58%	3,560	25	1,978	1,108	1	0	182	1	40	0	2,868	29	178	5	244	4	
白川村	78	3.31%	0.36%	280	2	155	87	0	0	14	0	3	0	225	2	14	0	19	0	
飛騨圏域	2,349	100.00%	10.88%	8,457	60	4,698	2,631	3	0	432	1	94	1	6,812	68	423	12	579	10	
県合計	21,596			77,747	555	43,193	24,188	30	4	3,974	12	864	5	62,629	626	3,887	108	5,322	89	
					1箱あたり個数 140個		算出係数※1 0.008	1缶あたりの容量 800g	1箱あたり缶数 8	算出係数※2 0.023	1箱あたり個数 342枚	算出係数※3 0.005	1箱あたり個数 168枚	算出係数※4 0.580	1箱あたり個数 100回		1箱あたり個数 36巻	算出係数※5 0.230	1箱あたり個数 60枚	
							※1：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳の人 口比率			※2：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男 女別人口及び人口性比」における0歳～2 歳の人口比率		※3：大人用おむつの算出式における 「0.005」という係数は、避難所避難者に おける要介護の高齢者を内閣府にて想定 したもの		※4：岐阜県内の南海トラフ地震発生時 における断水率。地震の規模や時間経過 により断水率は異なるが、基準値として設 定			※5：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男 女別人口及び人口性比」における女性12 歳～51歳の女性人口比率			

物資配分計画(屏風山・恵那山・猿投断層帯)																				備考：必要量は1日当たりの計算			
	最大避難者数			フォーマット																			
	想定避難者数	比率(対圏域)	比率(対県内)	事前配分計画																			
				食料		毛布	育児用調整粉乳		小児用紙おむつ		大人用紙おむつ		携帯トイレ・簡易トイレ		トイレトペーパー		生理用品						
				必要量(食)	箱数(おにぎり)	必要量(枚)	必要量(g)	缶数	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(回)	箱数	必要量(巻)	箱数	必要量(枚)	箱数				
岐阜市	2,613	45.87%	3.06%	9,407	67	5,226	2,927	4	0	481	1	105	1	7,578	76	470	13	644	11				
羽島市	492	8.64%	0.58%	1,772	13	985	551	1	0	91	0	20	0	1,428	14	89	2	121	2				
各務原市	1,826	32.06%	2.14%	6,575	47	3,653	2,045	3	0	336	1	73	0	5,296	53	329	9	450	8				
山県市	81	1.42%	0.10%	292	2	162	91	0	0	15	0	3	0	235	2	15	0	20	0				
瑞穂市	388	6.80%	0.45%	1,396	10	775	434	1	0	71	0	16	0	1,124	11	70	2	96	2				
本巣市	14	0.25%	0.02%	52	0	29	16	0	0	3	0	1	0	42	0	3	0	4	0				
岐南町	151	2.65%	0.18%	543	4	302	169	0	0	28	0	6	0	437	4	27	1	37	1				
笠松町	120	2.11%	0.14%	432	3	240	134	0	0	22	0	5	0	348	3	22	1	30	0				
北方町	11	0.20%	0.01%	41	0	23	13	0	0	2	0	0	0	33	0	2	0	3	0				
岐阜圏域	5,697	100.00%	6.68%	20,509	146	11,394	6,381	8	1	1,048	3	228	1	16,521	165	1,025	28	1,404	23				
大垣市	1,232	66.82%	1.44%	4,435	32	2,464	1,380	2	0	227	1	49	0	3,573	36	222	6	304	5				
海津市	220	11.91%	0.26%	791	6	439	246	0	0	40	0	9	0	637	6	40	1	54	1				
養老町	109	5.93%	0.13%	393	3	219	122	0	0	20	0	4	0	317	3	20	1	27	0				
垂井町	7	0.36%	0.01%	24	0	13	7	0	0	1	0	0	0	19	0	1	0	2	0				
関ヶ原町	0	0.02%	0.00%	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0				
神戸町	4	0.22%	0.00%	15	0	8	5	0	0	1	0	0	0	12	0	1	0	1	0				
輪之内町	123	6.66%	0.14%	442	3	245	137	0	0	23	0	5	0	356	4	22	1	30	1				
安八町	136	7.39%	0.16%	491	4	273	153	0	0	25	0	5	0	395	4	25	1	34	1				
揖斐川町	3	0.14%	0.00%	10	0	5	3	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	1	0				
大野町	4	0.22%	0.00%	15	0	8	5	0	0	1	0	0	0	12	0	1	0	1	0				
池田町	6	0.33%	0.01%	22	0	12	7	0	0	1	0	0	0	17	0	1	0	1	0				
西濃圏域	1,844	100.00%	2.16%	6,637	47	3,687	2,065	3	0	339	1	74	0	5,347	53	332	9	454	8				
関市	567	11.55%	0.66%	2,042	15	1,135	635	1	0	104	0	23	0	1,645	16	102	3	140	2				
美濃市	219	4.46%	0.26%	789	6	439	246	0	0	40	0	9	0	636	6	39	1	54	1				
美濃加茂市	553	11.25%	0.65%	1,990	14	1,106	619	1	0	102	0	22	0	1,603	16	100	3	136	2				
可児市	1,438	29.26%	1.68%	5,176	37	2,875	1,610	2	0	265	1	58	0	4,169	42	259	7	354	6				
郡上市	171	3.48%	0.20%	615	4	342	191	0	0	31	0	7	0	496	5	31	1	42	1				
坂祝町	176	3.59%	0.21%	635	5	353	197	0	0	32	0	7	0	511	5	32	1	43	1				
富加町	72	1.46%	0.08%	259	2	144	80	0	0	13	0	3	0	208	2	13	0	18	0				
川辺町	122	2.48%	0.14%	439	3	244	137	0	0	22	0	5	0	354	4	22	1	30	1				
七宗町	21	0.43%	0.02%	75	1	42	23	0	0	4	0	1	0	61	1	4	0	5	0				
八百津町	307	6.26%	0.36%	1,107	8	615	344	0	0	57	0	12	0	891	9	55	2	76	1				
白川町	264	5.37%	0.31%	950	7	528	295	0	0	49	0	11	0	765	8	47	1	65	1				
東白川村	90	1.83%	0.11%	324	2	180	101	0	0	17	0	4	0	261	3	16	0	22	0				
御嵩町	913	18.58%	1.07%	3,287	23	1,826	1,022	1	0	168	0	37	0	2,647	26	164	5	225	4				
中濃圏域	4,913	100.00%	5.76%	17,687	126	9,826	5,503	7	1	904	3	197	1	14,248	142	884	25	1,211	20				
多治見市	11,920	16.46%	13.97%	42,911	307	23,839	13,350	17	2	2,193	6	477	3	34,567	346	2,146	60	2,937	49				
中津川市	21,429	29.59%	25.11%	77,144	551	42,858	24,000	30	4	3,943	12	857	5	62,144	621	3,857	107	5,281	88				
瑞浪市	10,829	14.95%	12.69%	38,985	278	21,658	12,129	15	2	1,993	6	433	3	31,405	314	1,949	54	2,669	44				
恵那市	12,290	16.97%	14.40%	44,244	316	24,580	13,765	17	2	2,261	7	492	3	35,641	356	2,212	61	3,029	50				
土岐市	15,961	22.04%	18.70%	57,460	410	31,922	17,876	22	3	2,937	9	638	4	46,287	463	2,873	80	3,933	66				
東濃圏域	72,429	100.00%	84.87%	260,744	1862	144,858	81,120	101	13	13,327	39	2,897	17	210,044	2100	13,037	362	17,849	297				
高山市	38	8.15%	0.04%	136	1	75	42	0	0	7	0	2	0	109	1	7	0	9	0				
飛騨市	5	1.11%	0.01%	18	0	10	6	0	0	1	0	0	0	15	0	1	0	1	0				
下呂市	420	90.74%	0.49%	1,511	11	840	470	1	0	77	0	17	0	1,217	12	76	2	103	2				
白川村	0	0.01%	0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
飛騨圏域	463	100.00%	0.54%	1,665	12	925	518	1	0	85	0	19	0	1,342	13	83	2	114	2				
県合計	85,345			307,243	2195	170,691	95,587	119	15	15,704	46	3,414	20	247,502	2475	15,362	427	21,032	351				
					1箱あたり個数		算出係数※1	1缶あたりの容量	1箱あたり缶数	算出係数※2	1箱あたり個数	算出係数※3	1箱あたり個数	算出係数※4	1箱あたり個数		1箱あたり個数	算出係数※5	1箱あたり個数				
					140個		0.008	800g	8	0.023	342枚	0.005	168枚	0.580	100回		36巻	0.230	60枚				
							※1：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳の人口比率			※2：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳～2歳の人口比率			※3：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府にて想定したもの			※4：岐阜県内の南海トラフ地震発生時における断水率。地震の規模や時間経過により断水率は異なるが、基準値として設定			※5：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における女性12歳～51歳の女性人口比率				

- 37 -

物資配分計画(阿寺断層系地震 震源を南端に設定 断層の破壊が南東へ進む)																	備考：必要量は1日当たりの計算			
	阿寺断層系地震																			
	最大避難者数			事前配分計画																
	想定避難者数	比率(対圏域)	比率(対県内)	食料		毛布	育児用調整粉乳			小児用紙おむつ		大人用紙おむつ		携帯トイレ・簡易トイレ		トイレトペーパー		生理用品		
				必要量(食)	箱数(おにぎり)	必要量(枚)	必要量(g)	缶数	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(回)	箱数	必要量(巻)	箱数	必要量(枚)	箱数	
岐阜市	2,733	61.96%	5.97%	9,839	70	5,466	3,061	4	0	503	1	109	1	7,926	79	492	14	673	11	
羽島市	326	7.39%	0.71%	1,174	8	652	365	0	0	60	0	13	0	945	9	59	2	80	1	
各務原市	538	12.20%	1.17%	1,937	14	1,076	603	1	0	99	0	22	0	1,560	16	97	3	133	2	
山県市	236	5.35%	0.52%	850	6	472	264	0	0	43	0	9	0	684	7	42	1	58	1	
瑞穂市	367	8.32%	0.80%	1,321	9	734	411	1	0	68	0	15	0	1,064	11	66	2	90	2	
本巣市	40	0.91%	0.09%	144	1	80	45	0	0	7	0	2	0	116	1	7	0	10	0	
岐南町	82	1.86%	0.18%	295	2	164	92	0	0	15	0	3	0	238	2	15	0	20	0	
笠松町	74	1.68%	0.16%	266	2	148	83	0	0	14	0	3	0	215	2	13	0	18	0	
北方町	15	0.34%	0.03%	54	0	30	17	0	0	3	0	1	0	44	0	3	0	4	0	
岐阜圏域	4,411	100.00%	9.63%	15,880	113	8,822	4,940	6	1	812	2	176	1	12,792	128	794	22	1,087	18	
大垣市	1,344	72.89%	2.93%	4,838	35	2,688	1,505	2	0	247	1	54	0	3,898	39	242	7	331	6	
海津市	98	5.31%	0.21%	353	3	196	110	0	0	18	0	4	0	284	3	18	0	24	0	
養老町	108	5.86%	0.24%	389	3	216	121	0	0	20	0	4	0	313	3	19	1	27	0	
垂井町	15	0.81%	0.03%	54	0	30	17	0	0	3	0	1	0	44	0	3	0	4	0	
関ヶ原町	1	0.05%	0.00%	4	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
神戸町	9	0.49%	0.02%	32	0	18	10	0	0	2	0	0	0	26	0	2	0	2	0	
輪之内町	81	4.39%	0.18%	292	2	162	91	0	0	15	0	3	0	235	2	15	0	20	0	
安八町	126	6.83%	0.28%	454	3	252	141	0	0	23	0	5	0	365	4	23	1	31	1	
揖斐川町	28	1.52%	0.06%	101	1	56	31	0	0	5	0	1	0	81	1	5	0	7	0	
大野町	17	0.92%	0.04%	61	0	34	19	0	0	3	0	1	0	49	0	3	0	4	0	
池田町	17	0.92%	0.04%	61	0	34	19	0	0	3	0	1	0	49	0	3	0	4	0	
西濃圏域	1,844	100.00%	4.03%	6,638	47	3,688	2,065	3	0	339	1	74	0	5,348	53	332	9	454	8	
関市	622	8.61%	1.36%	2,239	16	1,244	697	1	0	114	0	25	0	1,804	18	112	3	153	3	
美濃市	518	7.17%	1.13%	1,865	13	1,036	580	1	0	95	0	21	0	1,502	15	93	3	128	2	
美濃加茂市	130	1.80%	0.28%	468	3	260	146	0	0	24	0	5	0	377	4	23	1	32	1	
可児市	79	1.09%	0.17%	284	2	158	88	0	0	15	0	3	0	229	2	14	0	19	0	
郡上市	4,459	61.76%	9.74%	16,052	115	8,918	4,994	6	1	820	2	178	1	12,931	129	803	22	1,099	18	
坂祝町	33	0.46%	0.07%	119	1	66	37	0	0	6	0	1	0	96	1	6	0	8	0	
富加町	48	0.66%	0.10%	173	1	96	54	0	0	9	0	2	0	139	1	9	0	12	0	
川辺町	45	0.62%	0.10%	162	1	90	50	0	0	8	0	2	0	131	1	8	0	11	0	
七宗町	47	0.65%	0.10%	169	1	94	53	0	0	9	0	2	0	136	1	8	0	12	0	
八百津町	56	0.78%	0.12%	202	1	112	63	0	0	10	0	2	0	162	2	10	0	14	0	
白川町	682	9.45%	1.49%	2,455	18	1,364	764	1	0	125	0	27	0	1,978	20	123	3	168	3	
東白川村	464	6.43%	1.01%	1,670	12	928	520	1	0	85	0	19	0	1,346	13	84	2	114	2	
御嵩町	37	0.51%	0.08%	133	1	74	41	0	0	7	0	1	0	107	1	7	0	9	0	
中濃圏域	7,220	100.00%	15.77%	25,992	186	14,440	8,086	10	1	1,328	4	289	2	20,938	209	1,300	36	1,779	30	
多治見市	58	0.97%	0.13%	209	1	116	65	0	0	11	0	2	0	168	2	10	0	14	0	
中津川市	5,023	84.17%	10.97%	18,083	129	10,046	5,626	7	1	924	3	201	1	14,567	146	904	25	1,238	21	
瑞浪市	235	3.94%	0.51%	846	6	470	263	0	0	43	0	9	0	682	7	42	1	58	1	
恵那市	504	8.45%	1.10%	1,814	13	1,008	564	1	0	93	0	20	0	1,462	15	91	3	124	2	
土岐市	148	2.48%	0.32%	533	4	296	166	0	0	27	0	6	0	429	4	27	1	36	1	
東濃圏域	5,968	100.00%	13.03%	21,485	153	11,936	6,684	8	1	1,098	3	239	1	17,307	173	1,074	30	1,471	25	
高山市	10,995	41.73%	24.01%	39,582	283	21,990	12,314	15	2	2,023	6	440	3	31,886	319	1,979	55	2,709	45	
飛騨市	1,451	5.51%	3.17%	5,224	37	2,902	1,625	2	0	267	1	58	0	4,208	42	261	7	358	6	
下呂市	13,873	52.65%	30.29%	49,943	357	27,746	15,538	19	2	2,553	7	555	3	40,232	402	2,497	69	3,419	57	
白川村	32	0.12%	0.07%	115	1	64	36	0	0	6	0	1	0	93	1	6	0	8	0	
飛騨圏域	26,351	100.00%	57.54%	94,864	678	52,702	29,513	37	5	4,849	14	1,054	6	76,418	764	4,743	132	6,494	108	
県合計	45,794			164,858	1178	91,588	51,289	64	8	8,426	25	1,832	11	132,803	1328	8,243	229	11,285	188	
					1箱あたり個数		算出係数※1	1缶あたりの容量	1箱あたり缶数	算出係数※2	1箱あたり個数	算出係数※3	1箱あたり個数	算出係数※4	1箱あたり個数		1箱あたり個数	算出係数※5	1箱あたり個数	
					140個		0.008	800g	8	0.023	342枚	0.005	168枚	0.580	100回		36巻	0.230	60枚	
							※1：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳の人口比率			※2：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳～2歳の人口比率		※3：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府にて想定したもの		※4：岐阜県内の南海トラフ地震発生時における断水率。地震の規模や時間経過により断水率は異なるが、基準値として設定			※5：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における女性12歳～51歳の女性人口比率			

物資配分計画(跡津川断層地震)				備考：必要量は1日当たりの計算																
	最大避難者数			跡津川断層地震																
	想定避難者数	比率(対圏域)	比率(対県内)	事前配分計画																
				食料		毛布	育児用調整粉乳		小児用紙おむつ		大人用紙おむつ		携帯トイレ・簡易トイレ		トイレトペーパー		生理用品			
				必要量(食)	箱数(おにぎり)	必要量(枚)	必要量(g)	缶数	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(枚)	箱数	必要量(回)	箱数	必要量(巻)	箱数	必要量(枚)	箱数	
岐阜市	7,407	63.94%	13.09%	26,665	190	14,814	8,296	10	1	1,363	4	296	2	21,480	215	1,333	37	1,825	30	
羽島市	674	5.82%	1.19%	2,426	17	1,348	755	1	0	124	0	27	0	1,955	20	121	3	166	3	
各務原市	1,146	9.89%	2.03%	4,126	29	2,292	1,284	2	0	211	1	46	0	3,323	33	206	6	282	5	
山県市	580	5.01%	1.03%	2,088	15	1,160	650	1	0	107	0	23	0	1,682	17	104	3	143	2	
瑞穂市	989	8.54%	1.75%	3,560	25	1,978	1,108	1	0	182	1	40	0	2,868	29	178	5	244	4	
本巣市	119	1.03%	0.21%	428	3	238	133	0	0	22	0	5	0	345	3	21	1	29	0	
岐南町	426	3.68%	0.75%	1,534	11	852	477	1	0	78	0	17	0	1,235	12	77	2	105	2	
笠松町	171	1.48%	0.30%	616	4	342	192	0	0	31	0	7	0	496	5	31	1	42	1	
北方町	73	0.63%	0.13%	263	2	146	82	0	0	13	0	3	0	212	2	13	0	18	0	
岐阜圏域	11,585	100.00%	20.48%	41,706	298	23,170	12,975	16	2	2,132	6	463	3	33,597	336	2,085	58	2,855	48	
大垣市	2,742	56.26%	4.85%	9,871	71	5,484	3,071	4	0	505	1	110	1	7,952	80	494	14	676	11	
海津市	749	15.37%	1.32%	2,696	19	1,498	839	1	0	138	0	30	0	2,172	22	135	4	185	3	
養老町	563	11.55%	1.00%	2,027	14	1,126	631	1	0	104	0	23	0	1,633	16	101	3	139	2	
垂井町	51	1.05%	0.09%	184	1	102	57	0	0	9	0	2	0	148	1	9	0	13	0	
関ヶ原町	26	0.53%	0.05%	94	1	52	29	0	0	5	0	1	0	75	1	5	0	6	0	
神戸町	45	0.92%	0.08%	162	1	90	50	0	0	8	0	2	0	131	1	8	0	11	0	
輪之内町	280	5.74%	0.50%	1,008	7	560	314	0	0	52	0	11	0	812	8	50	1	69	1	
安八町	223	4.58%	0.39%	803	6	446	250	0	0	41	0	9	0	647	6	40	1	55	1	
揖斐川町	103	2.11%	0.18%	371	3	206	115	0	0	19	0	4	0	299	3	19	1	25	0	
大野町	44	0.90%	0.08%	158	1	88	49	0	0	8	0	2	0	128	1	8	0	11	0	
池田町	48	0.98%	0.08%	173	1	96	54	0	0	9	0	2	0	139	1	9	0	12	0	
西濃圏域	4,874	100.00%	8.62%	17,546	125	9,748	5,459	7	1	897	3	195	1	14,135	141	877	24	1,201	20	
関市	1,025	16.75%	1.81%	3,690	26	2,050	1,148	1	0	189	1	41	0	2,973	30	185	5	253	4	
美濃市	711	11.62%	1.26%	2,560	18	1,422	796	1	0	131	0	28	0	2,062	21	128	4	175	3	
美濃加茂市	108	1.76%	0.19%	389	3	216	121	0	0	20	0	4	0	313	3	19	1	27	0	
可児市	130	2.12%	0.23%	468	3	260	146	0	0	24	0	5	0	377	4	23	1	32	1	
郡上市	3,929	64.19%	6.95%	14,144	101	7,858	4,400	6	1	723	2	157	1	11,394	114	707	20	968	16	
坂祝町	38	0.62%	0.07%	137	1	76	43	0	0	7	0	2	0	110	1	7	0	9	0	
富加町	30	0.49%	0.05%	108	1	60	34	0	0	6	0	1	0	87	1	5	0	7	0	
川辺町	28	0.46%	0.05%	101	1	56	31	0	0	5	0	1	0	81	1	5	0	7	0	
七宗町	12	0.20%	0.02%	43	0	24	13	0	0	2	0	0	0	35	0	2	0	3	0	
八百津町	25	0.41%	0.04%	90	1	50	28	0	0	5	0	1	0	73	1	5	0	6	0	
白川町	37	0.60%	0.07%	133	1	74	41	0	0	7	0	1	0	107	1	7	0	9	0	
東白川村	9	0.15%	0.02%	32	0	18	10	0	0	2	0	0	0	26	0	2	0	2	0	
御嵩町	39	0.64%	0.07%	140	1	78	44	0	0	7	0	2	0	113	1	7	0	10	0	
中濃圏域	6,121	100.00%	10.82%	22,036	157	12,242	6,856	9	1	1,126	3	245	1	17,751	178	1,102	31	1,508	25	
多治見市	224	28.25%	0.40%	806	6	448	251	0	0	41	0	9	0	650	6	40	1	55	1	
中津川市	102	12.86%	0.18%	367	3	204	114	0	0	19	0	4	0	296	3	18	1	25	0	
瑞浪市	193	24.34%	0.34%	695	5	386	216	0	0	36	0	8	0	560	6	35	1	48	1	
恵那市	36	4.54%	0.06%	130	1	72	40	0	0	7	0	1	0	104	1	6	0	9	0	
土岐市	238	30.01%	0.42%	857	6	476	267	0	0	44	0	10	0	690	7	43	1	59	1	
東濃圏域	793	100.00%	1.40%	2,855	20	1,586	888	1	0	146	0	32	0	2,300	23	143	4	195	3	
高山市	18,513	55.78%	32.73%	66,647	476	37,026	20,735	26	3	3,406	10	741	4	53,688	537	3,332	93	4,562	76	
飛騨市	12,163	36.65%	21.50%	43,787	313	24,326	13,623	17	2	2,238	7	487	3	35,273	353	2,189	61	2,997	50	
下呂市	1,702	5.13%	3.01%	6,127	44	3,404	1,906	2	0	313	1	68	0	4,936	49	306	9	419	7	
白川村	813	2.45%	1.44%	2,927	21	1,626	911	1	0	150	0	33	0	2,358	24	146	4	200	3	
飛騨圏域	33,191	100.00%	58.68%	119,488	853	66,382	37,174	46	6	6,107	18	1,328	8	96,254	963	5,974	166	8,179	136	
県合計	56,564			203,630	1455	113,128	63,352	79	10	10,408	30	2,263	13	164,036	1640	10,182	283	13,939	232	
					1箱あたり個数		算出係数※1	1缶あたりの容量	1箱あたり缶数	算出係数※2	1箱あたり個数	算出係数※3	1箱あたり個数	算出係数※4	1箱あたり個数		1箱あたり個数	算出係数※5	1箱あたり個数	
					140個		0.008	800g	8	0.023	342枚	0.005	168枚	0.580	100回		36巻	0.230	60枚	
							※1：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳の人口比率			※2：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における0歳～2歳の人口比率		※3：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府にて想定したもの		※4：岐阜県内の南海トラフ地震発生時における断水率。地震の規模や時間経過により断水率は異なるが、基準値として設定			※5：平成27年国勢調査（総務省統計局）の「第13表 年齢（各歳），男女別人口及び人口性比」における女性12歳～51歳の女性人口比率			

- 40 -

- 41 -

5 東海地震対策について（具体的活動計画）

東海地震に関する広域受援計画については、「東海地震応急対策活動要領」（中央防災会議、平成18年4月修正）及び『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成18年4月21日修正、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（以下「東海地震具体的活動計画」という。）からの岐阜県への支援に関する項目を記載する。

いずれも地震防災対策強化地域（中津川市）に対する派遣である。

（１）救助部隊の派遣

「東海地震具体的活動計画」には、東海地震の被害想定に基づく救助部隊の必要応援量が記載されており、これに相当する規模の部隊が救助活動に従事できるよう、部隊の派遣規模が計画されている。

警察庁、防衛省及び消防庁が派遣する部隊のうち、消火活動や交通規制等を実施する部隊、指揮支援部隊等を除く、救助活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、自衛隊のみである（応援部隊には、もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない）。

（表１ 救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12時間			24時間			48時間			2日間延べ人数
	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	
人数(人)	0	100	0	0	100	0	0	100	0	
合 計	100			100			100			200

（２）消火部隊の派遣

東海地震の被害想定も踏まえ、発災後12時間以内に消防庁が派遣する消火活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、応援派遣予定はない（応援部隊には、もともと強化地域内に所在する消防の部隊は含まない）。

（表２ 消火活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12時間			24時間			48時間			2日間延べ人数
	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0			0			0			0

（３）部隊の規模（最大派遣規模総数）

ア 応援部隊の派遣規模

警察庁、防衛省及び消防庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活等多岐にわたる活動に従事する。これらの活動を含む応援部隊の派遣規模は、以下のとおりである（応援部隊には、もともと強化地域内に所在する消防の部隊は含まない）。

(表 3 応援部隊の派遣規模(最大派遣規模)：岐阜県)

	警察庁	防衛省	消防庁
人数(人)	0	300	0

イ 現地を含めた部隊の活動規模

上記アに加え、もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊も活動しており、これらを合わせた部隊の活動規模は、以下のとおりである。

部隊の活動は多岐にわたっていることを踏まえ、東海地震の被害想定に示された死者数、避難者数(国の想定：岐阜県は 200 人)や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の規模を計画している。

(表 4 応援部隊の派遣規模(もともと強化地域内に所在していた部隊含む最大活動規模)：岐阜県)

	警察庁	防衛省	消防庁
人数(人)	280	300	2,620
合計(人)	3,200		

(4) 医療活動に係る計画

医療活動に係る計画では、想定東海地震が発生した場合に広域医療搬送の対象となり得る患者総数は 658 人であるが、岐阜県は「なし」のため、広域搬送計画には含まれない。

(5) 飲料水の調達計画

飲料水の調達については、1 週間で必要な応援物資の量が全体で 60,000t としている。そのうち、岐阜県に対する応援が必要な物資量は 6 トンである。

(6) 食料の調達計画

食料の調達については、発災後から 3 日程度までと、4 日程度から 1 週間までに分けて計画している。3 日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、3 日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、4 日程度以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。

計画では、消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食糧の調達を調整し、さらに、農林水産省が関係業界団体等に対して出荷要請をすることとしている。

計画では、必要な物資量は全体で約 2,300 トンであるが、岐阜県は「なし」であり、食料の調達計画には含まれていない。

6 東南海・南海地震対策について（具体的活動計画）

東南海・南海地震に関する広域受援計画については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成29年12月21日策定、中央防災会議幹事会）及び『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成19年3月20日、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「東南海・南海地震具体的活動計画」という。）からの岐阜県への支援に関する項目を記載する。いずれも東南海・南海地震防災対策推進地域に対する派遣である。

（１）救助部隊の派遣

「東南海・南海地震具体的活動計画」には、東南海・南海地震の被害想定に基づく救助部隊の必要応援量が記載されており、これに相当する規模の部隊が救助活動に従事できるよう、部隊の派遣規模が計画されている。

警察庁、防衛省及び消防庁が派遣する部隊のうち、消火活動や交通規制等を実施する部隊、指揮支援部隊等を除く、救助活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、自衛隊のみである（応援部隊には、もともと推進地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない）。

（表１ 救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12時間			24時間			48時間			2日間延べ人数
	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	
人数(人)	0	100	0	0	100	0	0	100	0	
合 計	100			100			100			200

（２）消火部隊の派遣

東南海・南海地震の被害想定も踏まえ、発災後12時間以内に消防庁が派遣する消火活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、応援派遣予定はない（応援部隊には、もともと推進地域内に所在する消防の部隊は含まない）。

（表２ 消火活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12時間			24時間			48時間			2日間延べ人数
	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0			0			0			0

（３）部隊の規模（最大派遣規模総数）

ア 応援部隊の派遣規模

警察庁、防衛省及び消防庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活等多岐にわたる活動に従事する。これらの活動を含む応援部隊の派遣規模は、以下のとおりである（応援部隊には、もともと推進地域内に所在する消防の部隊は含まない）。

(表 3 応援部隊の派遣規模(最大派遣規模)：岐阜県)

	警察庁	防衛省	消防庁
人数(人)	0	100	0

イ 現地を含めた部隊の活動規模

上記アに加え、もともと推進地域内に所在していた警察、消防の部隊も活動しており、これらを合わせた部隊の活動規模は、以下のとおりである。

部隊の活動は多岐にわたっていることを踏まえ、東南海・南海地震の被害想定に示された死者数、避難者数等や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の規模を計画している。

(表 4 応援部隊の派遣規模(もともと強化地域内に所在していた部隊含む最大活動規模)：岐阜県)

	警察庁	防衛省	消防庁
人数(人)	280	100	2,620
合計(人)	3,000		

(4) 医療活動に係る計画

医療活動に係る計画では、想定東南海・南海地震が発生した場合に広域医療搬送の対象となり得る患者総数は759人であるが、岐阜県は「なし」のため、広域搬送計画には含まれない。

(5) 飲料水の調達計画

飲料水の調達については、1週間で必要な応援物資の量が全体で34,700であるが、岐阜県は「なし」であり、飲料水の調達計画には含まれていない。

(6) 食料の調達計画

食料の調達については、発災後から3日程度までと、4日程度から1週間までに分けて計画している。3日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、3日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、4日程度以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。

計画では、消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食糧の調達を調整し、さらに、農林水産省が関係業界団体等に対して出荷要請をすることとしている。

計画では、必要な物資量は全体で約7,086.7トンとしている。そのうち、岐阜県に対する応援が必要な物資量は120.1トンである。

(7) その他の物資の調達計画

その他の物資について、岐阜県に対する応援が必要な物資量は、育児用調整粉乳が0.26トンとしている。

7 応援職員の派遣に係る協定等について

(1) - 1 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある県内の市町村(以下「災害発生市町村」という。)が、独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条の規定に基づく県及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 県及び市町村は、あらかじめ応援のための連絡窓口を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣

オ 災害マネジメント支援職員(災害発生市町村の災害対策全般をサポートする職員をいう。)の派遣(県に限る。)

(2) 避難するための施設の提供及びあっせん

(3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育の受入れ

(5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援地域の設定)

第4条 災害発生市町村への応援は、別表第1に定める地域を単位として、災害発生市町村の属する地域の市町村が実施するものとする。

2 前項の応援が困難な場合又は不十分な場合は、別表第2に定める応援地域の第1位の地域における市町村が実施するものとし、当該地域内の市町村では応援が困難な場合又は不十分な場合は、当該順位が下位の地域における市町村が順次実施するものとする。

(県の役割)

第5条 県は、災害発生市町村の長から知事に応援の要請があった場合は、速やかに関係市町村と連絡調整を行い、応援が可能な地域の市町村の長に応援を要請するものとする。

2 知事は、災害の規模、場所又は災害発生市町村からの応援の要請の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を要請するものとする。

(応援の要請)

第6条 災害発生市町村の長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事に対して応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量
- (3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員
- (4) 第3条第1号オに掲げるものの人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた災害発生市町村が負担する。

- 2 応援を受けた災害発生市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた災害発生市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。
- 3 第3条1号エ及びオの規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた災害発生市町村の負担とし、災害発生市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。
- 5 前各項により難い場合については、応援を受けた災害発生市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

第8条 災害発生市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、県又は他の市町村は、自主的に職員を派遣し、災害発生市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援については、災害発生市町村の長から応援の要請があったものとみなす。この場合において、災害発生市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。
- 3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、応援のために必要な情報を交換するものとする。

- 2 県は、前項の交換を行うため、原則として毎年度1回以上、別表第1に定める地域ごとに連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第10条 県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、県及び市町村主催防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成30年3月27日から施行する。

2 平成10年3月30日締結の協定は、平成30年3月26日限りで廃止する。

附 則

1 この協定は、令和3年7月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、知事並びに各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付する。

令和3年6月30日

岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県知事 古田 肇

岐阜市藪田南5丁目14番53号

岐阜県市長会
会 長 青山 節児

岐阜市藪田南5丁目14番53号

岐阜県町村会
会 長 木野 隆之

別表第 1

地域	構成市町村
岐阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐	揖斐川町、大野町、池田町
中濃	関市、美濃市、郡上市
可茂	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那	中津川市、恵那市
飛驒	高山市、飛驒市、下呂市、白川村

別表第 2

被災地域	応援地域						
	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	第 6 位	第 7 位
岐阜	中 濃	揖 斐	西 濃	可 茂	飛 驒	恵 那	東 濃
西濃	揖 斐	東 濃	岐 阜	飛 驒	恵 那	中 濃	可 茂
揖斐	西 濃	岐 阜	飛 驒	恵 那	東 濃	可 茂	中 濃
中濃	岐 阜	飛 驒	恵 那	東 濃	可 茂	西 濃	揖 斐
可茂	飛 驒	恵 那	東 濃	岐 阜	中 濃	揖 斐	西 濃
東濃	恵 那	西 濃	可 茂	中 濃	揖 斐	飛 驒	岐 阜
恵那	東 濃	可 茂	中 濃	揖 斐	西 濃	岐 阜	飛 驒
飛驒	可 茂	中 濃	揖 斐	西 濃	岐 阜	東 濃	恵 那

(1) - 2 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定(以下「協定」という。)第12条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請の手続)

第2条 協定第6条第1項の応援の要請は、電話等で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

(応援実施の手続)

第3条 県災害対策本部は、県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに県事務所又は危機管理政策課岐阜地域防災係(以下「県事務所等」という。)と連絡調整を行い、応援計画を作成するものとする。

- 2 県災害対策本部は、前項の応援計画を、災害発生市町村及び応援を実施する市町村(以下「応援市町村」という。)に管内の県事務所等を経由して通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた応援市町村は、当該通知に従い応援を実施するものとする。

(県への応援の報告)

第4条 応援市町村は、原則として応援の実施内容を県事務所等を経由して県災害対策本部に報告するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 協定第6条第1項の応援を受けた災害発生市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料
 - (3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料
 - (4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、使用料又は借上料
 - (6) 協定第3条第4号、第5号及び第6号については、その実施に要した経費
- 2 協定第7条第2項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要請した市町村長に請求するものとする。

(応援時の責務)

第6条 応援を行う県又は市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(情報交換)

第7条 協定第9条の規定による情報交換は、毎年4月1日現在における次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協定第2条の連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段

- (2) 備蓄物資及び業者提携物資
- (3) 物資拠点及び輸送ルート
- (4) 避難所及び収容可能人数
- (5) 応援可能な職種別人員数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交換する必要があると認められる情報

(その他)

第8条 県は、協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、県災害対策本部を所管する部署及び県事務所等に、前条の規定により交換した情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行う事務局を設置する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成30年3月27日から施行する。
- 2 平成10年3月30日締結の実施細目は、平成30年3月26日限りで廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、令和3年7月1日から施行する。

（２）－１ 中部９県１市災害時等の応援に関する協定

（趣旨）

第１条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第１号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第２号及び第３号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- （１）災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害
- （２）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第１条に定める武力攻撃事態等
- （３）武力攻撃事態対処法第２５条第１項に定める緊急対処事態

（応援県市）

第２条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- ２ 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- ３ 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

（応援の内容）

第３条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （１）物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - （２）避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
 - （３）被災者等の一時収容のための施設の提供
 - （４）医療機関による傷病者の受入
 - （５）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- ２ 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

（応援要請の手続）

第４条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

- ２ 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

（災害時等における自主的活動）

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

（情報交換）

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第8条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の縣市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

（連絡協議会の設置）

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係縣市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年7月26日

富山県知事 石川県知事 福井県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事
三重県知事 滋賀県知事 名古屋市長

(2) - 2 中部9県1市災害時等の応援に関する協定 実施細則 (防災)

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援県市)

第2条 協定第2条第1項に基づく応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援県市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災県市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援県市の救援対策本部には、被災県市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援県市は、別表1のとおり、決定するものとする。ただし、太平洋側の複数県が被災した場合には、別表2のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災県市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定県市への適切な仕分け(コーディネート)
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災県市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設(病院・福祉施設・仮設住宅等)の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援の内容)

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各県市に連絡するものとする。

- 2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、無線又は電話等(以下「無線等」という。)により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

(1) ヘリコプター等による被災状況の収集

(2) 職員派遣による情報収集

(3) その他効果的な情報収集

3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表（別表３）
 - (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
 - (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容
- ２ 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。
- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
 - (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
 - (3) 避難所の位置
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成２７年１月１９日から施行する。

平成２７年１月１９日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理部長 静岡県危機管理監
愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表 1)

被災縣市と主たる応援県市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部 9 県 1 市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県市を調整し、定める。

※中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表 2)

被災縣市と主たる応援県市の一覧表（太平洋側の複数県が被災した場合）

被災縣市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県 2 長野県
愛知県	1 石川県 2 岐阜県
三重県	1 福井県 2 滋賀県

※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の 3 県すべてで震度 6 強以上の地震が発生した場合などが想定される。

※第 2 位の県は、第 1 位の県が主たる応援県市となった場合、応援県市としての活動が可能であれば、主たる応援県市と協力して、被災県市の応援県市として活動する。

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部 9 県 1 市内で共有する。

※順位内の県で応援できない場合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が、全国知事会とも連携・調整しながら、主たる応援県市を調整し、定める。

※中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表3)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局 課室名	一 般 加 入 電 話			行政電話	消防防災 電 話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代 表 (内 線)	直 通 (時間外)	FAX (時間外)				
富山	知事政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			—	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanri @pref.toyama.l g.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pre f.fukui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2			—	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref.nag ano.lg.jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	危機管理部 防 災 課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			—	21-671 21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危機管理部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			—	22-31 (22-26)	0221003512 (0221006250)	boukei@pref.sh izuoka.lg.jp
		—	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3512 (054-221-3252)				
愛知	防 災 局 災 害 対 策 課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2			—	23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@p ref.aichi.lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町 13 番地			—	24-11 24-11 切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref. mie.lg.jp
		—	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町 4-1-1			—	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shig a.lg.jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)				
名古屋	消 防 局 防 災 部 防 災 室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1			—	—	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisaku @fd.city.nagoy a.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

(3) - 1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

(3) - 2 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への 職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。

- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要の要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

- 2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表3を基本とする。

（別表3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

(4) - 1 応急対策職員派遣制度に関する要綱

第1章 総則

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

第4節 独自申出による応援職員の派遣

第5章 総括支援チームの派遣

第6章 受援体制

第7章 その他

別表

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (7) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (8) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (9) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割

り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

- (10) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (11) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (12) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

（基本的な事項）

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
 - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
 - (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
 - (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

（関係機関の連携）

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

- 第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。
- 2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。
 - 3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
 - 4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

- 第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。
- (1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
 - (2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
 - (3) 総括支援チームの派遣の必要性
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報
- 2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

- 第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合又は震度7の地震が発生した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省、関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県で構成する応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。
- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
 - 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、内閣府、消防庁及び関係都道府

県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

（応援職員確保現地調整会議の設置）

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 現地における情報収集
 - (2) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整
- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
 - 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
 - 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
 - 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。
ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
 - 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
 - 7 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による情報収集等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼す

るものとする。

- 2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第 10 条 確保調整本部は、前条第 1 項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援団体を決定するものとする。

- 2 確保調整本部は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援団体を決定するものとする。

- (1) 総括支援チームの派遣の状況
- (2) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- (3) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- (4) 対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- (5) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- (6) 災害時相互応援協定等の締結状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

- 3 確保調整本部は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援団体を決定することが困難である場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

- (1) 別表の応援優先順位欄の順位
- (2) 第 2 項各号に掲げる事項

- 4 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第 2 項第 2 号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 5 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第4項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- 2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。

この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

- (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整
 - (2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等
- 3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。
- (1) 応援職員のニーズ等の把握
 - (2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣
 - (3) 被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有
 - (4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援
- 5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
- 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報

共有するものとする。

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県及び被災ブロック幹事都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

- 2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

- (1) 別表の応援優先順位欄の順位
 - (2) 都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数
 - (3) 都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項
- 2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
 - 3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡す

るものとする。

- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

（第2段階支援に関するその他の事項）

- 第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
 - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
 - 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

（追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

- 第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。
- 2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
 - 3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。
 - 4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における追加の対口支援団体の決定）

- 第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整につ

いては指定都市市長会が中心となり行うものとする。

- 2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

- 3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する 詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
- 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報

共有するものとする。

第4節 独自申出による応援職員の派遣

（独自申出による応援職員の派遣の調整）

- 第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。
- 2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。
 - （1）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）
 - （2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項
 - 3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。
 - 4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。
 - 5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第5章 総括支援チームの派遣

（災害マネジメント総括支援員等の登録）

- 第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。
- 2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。
 - 3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

（総括支援チームの派遣の要請等）

- 第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
 - 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

（総括支援チームの要請に基づかない派遣）

第24条 前条の規定にかかわらず、確保調整本部は、震度7の地震が発生した被災市区町村に対し、当該被災市区町村又は被災都道府県からの要請によることなく、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼することができるものとする。

（総括支援チームの派遣）

- 第25条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。
 - 3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。
 - 4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

- 5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

- 第26条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
 - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
 - 4 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部に対し、総括支援チーム派遣団体の交代又は追加の申出を行うことができるものとする。
 - 5 確保調整本部は、前項の規定により申出を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
 - 6 総括支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

- 第27条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。
- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
 - (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
 - (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
 - (4) 応援要請の手順
- 2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。
 - 3 地方公共団体は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、ホテル、旅館、公共施設等宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

- 第28条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。
- (1) 応援職員の執務スペースの確保
 - (2) 業務に必要な資機材等の準備
 - (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

第7章 その他

（被災都道府県の役割）

第29条 被災都道府県は、被災市区町村を円滑に支援するため、次に掲げる事項の役割を果たすよう努めるものとする。

- （1）応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）
- （2）被災市区町村の応援ニーズの把握
- （3）被災市区町村への連絡要員の派遣
- （4）被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）
- （5）当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整

（被災地域ブロック幹事都道府県の役割）

第30条 被災地域ブロック幹事都道府県は、被災都道府県を補佐するものとする。複数の都道府県が被災した場合は、必要に応じて、被災地域ブロック幹事都道府県が指定する他の都道府県が補佐するものとする。

（応援職員の派遣に関する留意事項）

第31条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。
- （2）派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

（応援職員の派遣に関する費用の負担）

第32条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

（平常時における対応）

第33条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

- 2 内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。
- 3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。
提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

（訓練の実施）

第34条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力

を得て、訓練を実施するものとする。

（要綱の見直し）

第 35 条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

（その他）

第 36 条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 19 日から施行する。

（別表）

地域ブロック	北海道東北 ブロック(A)	関東 ブロック(B)	中部 ブロック(C)	近畿 ブロック(D)	中国・四国 ブロック(E)	九州 ブロック(F)
都道府県	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	富山県、石川県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、 新潟市	さいたま市、千葉 市、横浜市、川崎 市、相模原市	静岡市、浜松市、 名古屋市	京都市、大阪市、 堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡 市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A